新十津川町森林整備計画

計画期間（自　令和　５年　４月　１日　至　令和１５年　３月３１日）

（変更　令和　６年　４月　１日）
（変更　令和　７年　４月　１日）
（変更　令和　８年　４月　１日）

北　海　道

新十津川町

計画変更の理由

１　変更理由
　　地域森林計画に適合させるための変更
　　公益的機能別施業森林等の変更

２　変更内容
（１）ナラ枯れ被害についての文言の整理
（２）地域森林計画に適合させるための文言整理
（３）水源涵養林、保健・文化機能等維持林、木材等生産林及び特に効率的な施業が可能な森林の整理

３　変更計画が有効となる年月日
　　令和８年４月１日から適用

北 海 道
新十津川町

目　　次

Ⅰ　伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項　ﾍﾟｰｼﾞ

1　森林整備の現状と課題　1

2　森林整備の基本方針　1

（1）地域の目指すべき森林資源の姿　1

（2）森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策　4

（3）その他必要な事項　4

3　森林施業の合理化に関する基本方針　4

Ⅱ　森林の整備に関する事項

第1　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1　樹種別の立木の標準伐期齢　5

2　立木の伐採（主伐）の標準的な方法　5

3　その他必要な事項　6

第2　造林に関する事項

1　人工造林に関する事項　7

（1）人工造林の対象樹種　7

（2）人工造林の標準的な方法　8

（3）伐採跡地の人工造林をすべき期間　9

2　天然更新に関する事項　9

（1）天然更新の対象樹種　9

（2）天然更新の標準的な方法　9

（3）伐採跡地の天然更新をすべき期間　10

3　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項　10

（1）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準　10

（2）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在　11

4　森林法第10条の９第４項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準　11

（1）造林の対象樹種　11

（2）生育し得る最大の立木の本数　11

5　その他必要な事項　11

第3　間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法　11

2　保育の種類別の標準的な方法　12

（1）下刈り　12

（2）除伐　12

（3）つる切り　13

3　その他必要な事項　13

第4　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法　13

（1）水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養林）　14

（2）土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林　14

ﾍﾟｰｼﾞ
2　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法　１６
（１）区域の設定　１６
（２）施業の方法　１６
3　その他必要な事項　１６
（１）水資源保全ゾーン　１６
（２）生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）　１６
（３）生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）　１６
（４）施業実施協定の締結の促進方法　１７
第５　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項
1　森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針　１７
2　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策　１７
3　森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項　１７
4　森林経営管理制度の活用に関する事項　１７
5　その他必要な事項　１８
第６　森林施業の共同化の促進に関する事項
1　森林施業の共同化の促進に関する基本方針　１８
2　施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策　１８
3　共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項　１８
4　その他必要な事項　１８
第７　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
1　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項　１８
（１）路網整備の水準　１９
（２）作業システムに関する基本的な考え方　１９
2　路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項　１９
3　作業路網の整備に関する事項　２０
（１）基幹路網に関する事項　２０
（２）細部路網に関する事項　２１
4　その他必要な事項　２１
第８　その他必要な事項
1　林業に従事する者の養成及び確保に関する事項　２１
（１）人材の育成・確保　２１
（２）林業事業体の経営体質強化　２２
2　森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項　２２
（１）作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針　２２
（２）高性能機械を主体とする林業機械の導入目標　２２
（３）林業機械化の促進方法の検討　２２
3　林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項　２２

Ⅲ　森林の保護に関する事項
第１　鳥獣害の防止に関する事項
1　鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法　２３
（１）区域の設定　２３

ﾍﾟｰｼﾞ
（２）鳥獣害の防止の方法　２３
２　その他必要な事項　２４
第２　森林病害虫の駆除又は予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項
１　森林病害虫の駆除又は予防の方法　２４
（１）森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法　２４
（２）その他　２４
２　鳥獣害対策の方法（第１に掲げる事項を除く。）　２４
３　林野火災の予防の方法　２５
４　森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項　２５
５　その他必要な事項　２５
（１）病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林　２５
（２）その他　２５

Ⅳ　森林の保健機能の増進に関する事項
１　保健機能森林の区域　２５
２　保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法　２５
３　保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備　２５
４　その他必要な事項　２６

Ⅴ　その他森林の整備のために必要な事項
１　森林経営計画の作成に関する事項　２６
（１）森林経営計画の記載内容に関する事項　２６
（２）森林法施行規則第33条第１号ロの規定に基づく区域　２６
２　生活環境の整備に関する事項　２６
３　森林整備を通じた地域振興に関する事項　２６
４　森林の総合利用の推進に関する事項　２６
５　住民参加による森林の整備に関する事項　２６
（１）地域住民参加による取組に関する事項　２６
（２）上下流連携による取組に関する事項　２７
（３）その他　２７
６　森林経営管理制度に基づく事業に関する事項　２７
７　その他必要な事項　２７
（１）特定保安林の整備に関する事項　２７
（２）法令により施業について制限を受けている森林の施業方法　２７
（３）森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項　２９
（４）森林管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るため特に整備すべき森林に関する事項　２９
（５）町有林の整備に関する事項　２９

別表１　公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域
別表２　公益的機能別施業森林における森林施業の方法
別表３　鳥獣害防止森林区域

Ⅰ　伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

１　森林整備の現状と課題

新十津川町は、空知管内の中心部、樺戸郡の北部、石狩川の右岸に位置し、東西35キロメートル、南北35キロメートルで東は石狩川を隔てて滝川市、砂川市及び奈井江町と相対し、西はピンネシリ山脈をもって当別町、増毛山地によって石狩市に接し、北は尾白利加川で雨竜町と、南は樺戸境川を境に浦臼町に接しています。

本町の総面積は49,547ヘクタール、森林面積は、38,253ヘクタールで総面積の77パーセントを占めており、その内訳は、一般私有林が11,805ヘクタール、道有林が24,925ヘクタール、町有林が1,523ヘクタールとなっています。

齢級構成では、人工林のうち12齢級（60年生）以下の林分が3,779.26ヘクタールで84％を占めている一方、３齢級以下の人工林は304.22ヘクタールで7％となっていることから齢級構成に偏りが生じていることから間伐と同時に人工造林を適正に実施し齢級構成を平準化していくことが重要となっています。

本町の森林は地域住民の生活に密着した里山から、林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林帯、さらには大径木の広葉樹が林立する天然生の樹林帯までバラエテイーに富んだ林分構成になっています。

西部地区は、地盤が脆弱で土砂の流出や崩壊などのおそれがあるとともに、下流域の農地があることから、山地災害防止機能の高い森林の整備が求められています。

吉野、幌加地区は天然性の広葉樹林が広く存在し渓谷等の自然景観に優れ、特に徳富ダムが建設された幌加地区においては、ダム湖周辺の森林と有機的に結びつけた森林とのふれあいの場として活用が期待されています。

総進地区においては、「創造の森」のある地域であり、周辺の広葉樹林等については、住民の憩いの場として遊歩道、及び林内整備等がされ、また学園地区においては、「百年の森」のある地域であり、様々な樹種を観察できるよう林内整備等がされています。

２　森林整備の基本方針

（１）地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備及び保全にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進します。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化にも配慮します。

また、近年の森林に対する住民の要請を踏まえ、流域治水とも連携した国土強靭化対策を推進するとともに、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進することとします。あわせて、シカ等による森林被害を含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林ＧＩＳの効果的な活用を図ることとします。

このため、森林を地域の特性、森林資源の状況並びに自然条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することが期待されている機能に応じて、森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林としての公益的機能別施業森林と、木材の生産機能の維持増進を推進すべき森林（以下「木材等生産林」という。）の区域を設定するとともに、公益的機能別施業

森林については水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について「水源涵養林」、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林施業を推進すべき森林について「山地災害防止林」、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について「生活環境保全林」、保健文化の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について「保健・文化機能等維持林」の区域（以下、「森林の区域」という。）を設定します。

さらに、「水源涵養林」においては、水道取水施設上流部に位置し、水資源の安定供給のために特に保全が求められる森林について「水資源保全ゾーン」、また、「保健・文化機能等維持林」においては、河川や湖沼周辺に位置し生物多様性の機能の発揮のために特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）」及び貴重な森林生態系を維持し特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）」を、「木材等生産林」においては、森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的、安定的な木材生産を可能とするため、伐採後に原則、植栽による更新を行う森林について「特に効率的な施業が可能な森林」をそれぞれの区域の中で重ねて設定します。

この森林の区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、育成単層林における適確な更新や保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化・針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の的確な保全及び管理に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害や野生鳥獣被害等の防止対策の推進等により、発揮を期待する機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ることとします。

また、林道等の林内路網は、効率的な森林施業や森林の適正な管理経営に必要不可欠であり、農山村地域の振興にも資することから、計画的な路網整備を推進することとします。

なお、森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針は次のとおりとします。

【森林の区域と森林の整備及び保全の基本方針】

ア　公益的機能別施業森林

発揮を期待する機能	森林の区域		望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	水源涵養林		下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る施業を推進する。
		水資源保全ゾーン	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	良質な水の安定供給を特に確保する観点から、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散、植栽による機能の早期回復並びに濁水発生回避を図る施業を推進する。
山地災害防止機能 土壌保全機能	山地災害防止林		下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。	災害に強い地域環境を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を推進する。 また保安林の指定及びその適切な管理を推進するとともに、渓岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進する。
快適環境形成機能	生活環境保全林		樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風・防潮に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。
保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全機能	保健・文化機能等維持林		身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。 史跡、名勝や天然記念物など一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林。 原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林。	保健・レクリエーション利用や文化活動、生物多様性の保全を進める観点から、森林の構成を維持して樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進する。 また、保健・風致等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあっては、自然条件や道民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。なお、史跡、名勝や天然記念物などと一体となって潤いある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあっては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。
		生物多様性ゾーン　水辺林タイプ	日射遮断、隠れ場形成など野生生物の生育・生息に適した森林や周辺からの土砂・濁水等の流入制御等に寄与している森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	水辺における生物多様性保全の観点から、森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、濁水発生の回避を図る施業や保全を推進する。
		生物多様性ゾーン　保護地域タイプ	貴重な森林生態系を構成し、希少な野生生物の生育・生息に適した森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	希少な野生生物の生育・生息地確保の観点から、原生的な森林の保全や希少種の保全に配慮した施業を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮し、生態系として重要な森林の適切な保全を推進する。

イ　公益的機能別施業森林以外の森林

発揮を期待する機能	森林の区域		望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
木材等生産機能	木材等生産林		林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。
		特に効率的な施業が可能な森林	特に林木の生育に適した土壌のほか、傾斜が緩やかであるなどの自然条件を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	特に木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、区域設定した人工林にあっては、主伐後は原則、植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

（2）森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア　長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るよう努めることとします。

イ　森林の有する公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる森林の構造を基本におき、植栽本数の低減や植栽時期の分散を図ることとします。

ウ　種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）に定める「国内希少野生動植物種」及び北海道生物の多様性の保全等に関する条例に定める「指定希少野生動植物」並びに文化財保護法又は文化財保護条例で「天然記念物」及び「特別天然記念物」に指定されている野生生物の生息環境の保全を図るため、これらの生育・生息状況に配慮した森林施業を図るよう努めることとします。

（3）その他必要な事項

ア　総進、花月地区においては、残された里山林を保全するとともに地域住民の憩いの場としての整備が要望されており、住民参加が期待できるので、景観の維持向上を図り、森林とのふれあいの場を提供するため、広葉樹の育成を図るとともに、歩道等の整備を促進することとします。

イ　徳富川上流域の急傾斜地の森林については、長伐期施業や複層林施業を積極的に推進することとします。

ウ　西部地区においては、山地災害防止機能を重視することとし、多様な樹種や異なった樹種の林分からなる森林整備と、治山施設の整備を進めることとします。

3　森林施業の合理化に関する基本方針

小規模の森林所有形態や林業従事者の高齢化等の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を進めるとともに、安定的、効率的に木材を供給できる体制を整備するため、森林所有者、森林組合、市町村、国有林等の流域を単位とした関係者の合意形成を図りながら、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、地域材の流通・加工体制の整備等について、計画的かつ総合的に推進するものとします。

Ⅱ　森林の整備に関する事項

第１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

１　樹種別の立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢は、標準的な自然条件及び社会的条件にある森林における平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して次のとおり定めます。

標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、定めた林齢に達した時点での森林伐採の義務付けるものではありません。

また、保安林等における伐採規制等の指標に用いられます。

樹種		標準伐期齢
人工林	エゾマツ・アカエゾマツ	６０年
	トドマツ	４０年
	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）	３０年
	その他針葉樹	４０年
	カンバ･ドロノキ･ハンノキ(天然林を含む)	３０年
	その他広葉樹	４０年
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	６０年
	〃　広葉樹	８０年
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹	２５年

２　立木の伐採（主伐）の標準的な方法

次のとおり、立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針を示します。なお、立木の伐採・搬出にあたっては、国が示す「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和３年３月16日付け２林整整第1157号林野庁長官通知）に即した方法と整合して伐採を行うこととします。

（１）立木の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その伐採方法別の留意点については皆伐又は択伐によることとします。

ア　皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとします。

皆伐にあたっては、気候、地形、地質、土壌等の自然条件のほか車道等や集落からの距離といった社会的条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないよう特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、一箇所あたりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置や景観への影響に配慮し、適確な更新を図ることとします。また、一箇所あたりの伐採面積は、原則として20ヘクタールを超えないよう、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散並びに伐採期間の長期化に努めることとします。

伐採の時期については、地域の森林の齢級構成等を踏まえ、森林の有する多面的機能の発揮との調和に配慮することとします。

イ　択伐

択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うこととし、原則として材積にかかる伐採率が30パーセント以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40パーセント以下）とするよう努めることとします。

なお、択伐にあたっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持することとし、適切な伐採率によることとします。

また、天然更新を前提とする場合は、現地の自然条件や更新を期待する樹種の特性などを

勘案し、母樹の保存、種子の結実や飛散状況、天然稚幼樹の生育状況等を勘案することとします。

（2）主伐にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の林帯幅を確保します。

また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等にあたっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。

伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

（3）伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理することとします。特に、伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、飛散状況等に配慮して行うこととします。

（4）複層林施業の主伐を行う場合は、上層木の樹冠層を保残させることに特に留意し、自然条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととし、下層木の発芽や育成に配慮するために十分な光があたるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間により行うこととします。

3　その他必要な事項

（1）林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、渓流周辺や尾根筋等、森林における生物多様性の保全などのために必要がある場合には、人工林・天然林を問わず所要の保護樹帯を設置することとします。

（2）次の地域は、林地崩壊、生態系のかく乱などにつながるおそれがあり、また、伐採後の更新が困難となることから、皆伐を行わないよう努めるものとします。

ア　確実な更新が困難な湿地、風衝地、岩石地等

イ　土砂の流失や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地、石れき地、沢沿い地等

ウ　野生動物の生育・生息の場の提供、水質浄化、土砂や濁水の流入制御等の機能を持つ河川や湖沼周辺の水辺林等

（3）伐採作業等に伴う立木への損傷は、将来的に腐朽菌被害の発生につながるおそれが高いことから、伐採などにあたっては、必要に応じて保護板（あて木）を設置するほか、機械の林内走行の範囲を森林作業道・集材路に限定するなどにより、伐採しない立木への損傷をできる限り減らす作業に努めることとします。

（4）伐採等の実施にあたっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合等は、必要に応じて集材路等に排水路を作設するなど、浸食防止に努めることとします。

なお、水道取水施設の上流で造材を行う場合等で、降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採・搬出を土壌が凍結する冬季間に行うなど時期や方法に配慮することとします。

また、特に河川周辺で造材を行う場合は、増水時に枝条や残材等が流出して流木被害の一要

因とならないよう、十分に留意することとします。

（5）集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいい、規格は森林作業道と同等かそれ以下とします。土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいい、集材路・土場は、使用後は原則植栽等により植生の回復を促します。

（6）特色のある森林景観や野生生物の生育・生息環境の保全に配慮した伐採を行うこととします。
特にクマゲラ、シマフクロウ及びクマタカ等の希少鳥類等について、営巣木が確認された場合、その営巣木の位置や営巣期間等に配慮し、伐採の内容や伐採の時期の調整を行うこととします。

第２　造林に関する事項

Ⅰの２の森林整備の基本方針を踏まえ、適切な森林整備の方法により、人工造林をすることとします。特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択するものとします。

１　人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととし、効率的な森林整備を行うため、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた施業プランの下で検討することとします。

なお、人工造林の対象樹種及び標準的な方法（樹種別及び仕立ての方法別の標準的な植栽本数を含む。）、伐採跡地の人工造林を実施すべき期間は、本計画において定められ、森林所有者等が人工造林を行う際の規範となります。

（1）人工造林の対象樹種

ア　人工造林の対象樹種は、気候、地形、地質、土壌等の自然条件への適合、それぞれの樹種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本として、地域における造林種苗の需要動向及び木材需給等にも配慮することとし、苗木の選定については、成長に優れた特定苗木等の積極的な使用に努めることとします。

イ　多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、幅広く樹種を検討することとします。特に河畔沿いについては、河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、積極的に広葉樹を選定するものとします。

なお、山腹崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等の深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽も考慮するものとします。

ウ　育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、植樹樹種を選定するものとします。

区　　分	樹　　種　　名	備　　考
人工造林の対象樹種	カラマツ(グイマツとの交配種を含む)、トドマツ、エゾマツ、アカエゾマツ、グイマツ（Ｆ１を含む）、ヤチダモ、カツラ、カンバ類、ドロノキ、ハンノキ、ミズナラ、その他郷土樹種及び補助対象樹種	その他郷土樹種及び補助対象樹種並びに定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選択することに努めるものとします

（２）人工造林の標準的な方法

ア　育成単層林を導入又は維持する森林

（ア）寒風害等の気象害及び病害虫等を考慮した、保護木・保護樹林帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うものとし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、地形、地質、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽するものとします。特に水源涵養林、山地災害防止林にあっては、林地の安定化を目的とした無立木地等への植栽を積極的に行うものとします。

（イ）効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業についても努めるものとします。

（ウ）地拵えは、それぞれの地域の自然条件、植生及び過去の野ねずみ被害の状況等を考慮したうえで、全刈り又は筋刈りにより行うものとします。

なお、土砂の流出が懸念される急傾斜地等の場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意するものとします。

（エ）植栽時期は春又は秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるように行うものとします。

（オ）コンテナ苗は、裸苗に比べ植栽が可能となる期間が長いことから、必ずしも第２の（２）のアの（エ）の時期によらないものとするが、自然・立地条件等を十分に考慮し、確実な成林が期待できるよう植え付け時期の配慮に努めるものとします。

（カ）植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討するものとします。

なお、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の発揮や植栽コストの低減を図る場合には、次表に関わらず本数の低減を積極的に検討するものとします。特に、初期成長が早く、通直性や耐鼠性が優れたクリーンラーチ等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めるものとします。植栽本数の低減にあたっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討するものとします。

また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあっては、天然更新木の積極的な活用を検討するものとします。

（キ）効果的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入について努めることとします。

なお、コンテナ苗の植栽時期については、裸苗に比べ植栽が可能となる期間が長いことから、必ずしも下記の植栽時期によらないものとしますが、自然・立地条件等を十分に考慮し、確実な成林が期待できるよう植え付け時期の配慮に努めることとします。

区　　分		樹種（本／ヘクタール）				
		カラマツ	トドマツ	アカエゾマツ	その他針	広葉樹
植栽本数	密仕立て	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
	中庸仕立て	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	疎仕立て	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500

なお、定められた標準的な植栽本数等の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な植栽本数を判断して行うように努めるものとします。

植栽時期	樹　　種	植　栽　時　期
春　植	トドマツ、アカエゾマツ カラマツ(グイマツとの交配種を含む)、その他	４月下旬～６月上旬
秋　植	トドマツ、アカエゾマツ カラマツ(グイマツとの交配種を含む)、その他	９月中旬～11月下旬

イ　育成複層林を導入又は維持する森林

下層木の成長に必要な照度を常に確保するものとします。

なお、植栽により更新を確保する場合には、上層木の枝下部への植栽を避けるものとし、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とするものとします。

（３）伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して２年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

２　天然更新に関する事項

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等の対象森林の現状はもとより、気候、地形、地質、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図れる森林において行うこととします。

なお、天然更新の対象樹種及び標準的な方法、伐採跡地の天然更新を実施すべき期間は、本計画において定められ、森林所有者等が天然更新を行う際の規範となります。

（１）天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、天然下種更新ではイタヤカエデ、カンバ類、シナノキ、ハリギリ、ハンノキ類、ミズナラ、ヤチダモなど高木性の樹種とし、ぼう芽更新ではイタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラなど高木性でぼう芽性の強い樹種とします。

区　　分	樹　　種　　名	備　　考
天然更新の対象樹種	イタヤカエデ、カンバ類、シナノキ、ハリギリ、ハンノキ類、ミズナラ、ヤチダモ、ハルニレなど	

（２）天然更新の標準的な方法

ア　天然更新完了の判断基準

第２の２の（３）に定める天然更新をすべき期間内に、天然に発生した稚幼樹の成立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50センチメートル程度の余裕高を加えた樹高となった高木性樹種（注１）の稚幼樹等（注２）が幼齢林（注３）では成立本数が立木度（注４）３以上、幼齢林以外の森林では林地面積（注５）に対する疎密度が30パーセント以上となった状態をもって、更新完了とします。

また、ぼう芽更新の場合は、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50センチメートル程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齢林では成立本数が立木度３以上、幼齢林以外の森林では林地面積に対する疎密度が30パーセント以上となった状態をもって、更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うこととします。

天然更新をすべき期間内に完了の判断基準を満たさない場合は、天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。また、更新の方法を変更して人工造林により更新を行う場合には、「人工造林の標準的な方法」において樹種ごとに定められた標準的な本数を植栽することとします。

なお、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新完了基準書の制定について」（平成24年５月15日付け森林第111号森林計画課長通知）によることとします。

（注１）「高木性樹種」とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ、樹高が10メートル以上になる樹種です。

（注２）「稚幼樹等」とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

（注３）「幼齢林」とは、伐採後おおむね15年生未満の森林をいいます。

（注４）「立木度」とは、幼齢林において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数（天然更新すべき本数の基準）との対比を十分率であらわしたもので立木度３は期待成立本数の３割が更新した状態をいいます。

立木度＝現在の林分の本数／当該林分の期待成立本数×10（注６）

（注５）林地面積とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

（注６）「天然更新をすべき期間が満了した日における期待成立本数」

広葉樹

階層	期待成立本数
上層	300本／ヘクタール
中層	3,300本／ヘクタール
下層	10,000本／ヘクタール

針葉樹（中層、下層は広葉樹に準じる）

階層	期待成立本数
上層（カラマツ）	300本／ヘクタール
上層（その他の針葉樹）	600本／ヘクタール

上層：母樹になりうる前生樹で、樹冠が大きく成長した壮齢林、老齢林（天然林の標準伐期齢）

中層：伐採後に更新したと考えられるもののうち、樹種特性上初期成長が早い樹種及び前生樹などで上層木より樹冠面積の小さいもの

下層：中層木よりも樹冠面積の小さいもの

イ　天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を行う場合には、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや枝条整理等を行うこととし、ササなどの競合植物により天然に発生した稚幼樹の生育が阻害されて箇所については、刈出し等を行うものとします。

また、ぼう芽により更新を行う場合には、樹液の流動樹（６～８月）を避けて伐採するとともに、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込み等を行うこととします。

いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ補植等を行い、更新を確保するものとします。

なお、かき起こしの実施にあたっては、林地の保全に十分留意するものとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保するものとします。

（３）伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年以内に更新を完了させることとします。

期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して７年を経過する日までに天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。

３　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

（１）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

主伐後の適確な更新を図るため、次の森林については原則として植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、植栽により更新を図ることとします。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準及び区域は、自然条件や森林の有

する機能の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請などを勘案し、次のとおり定めます。

① 気候、地形、地質、土壌等の自然条件及び植生等により天然更新が期待できない森林

② 水源涵養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林

なお、天然更新が期待できない森林は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100メートル以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本として定めます。

また次の箇所は、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域には含めないこととします。

① 保安林等の制限林内で施業方法が定められている森林

② 保健機能森林の区域内における森林保健施設の設置が見込まれる森林

③ 公益的機能別施業森林の区域で別途更新の方法が定められている森林

④ 湿地、風衝地、岩石地等で更新が著しく困難な森林

⑤ ぼう芽性の強い広葉樹で構成される人工林

（２）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域　林小班	参　　考
該当なし	

なお、上記の森林において主伐を行う場合は、「伐採跡地の人工造林をすべき期間」の期間内に人工造林を行う必要があります。

４　森林法第10条の９第４項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

（１）造林の対象樹種

ア　人工造林の場合

第２の１の（１）による

イ　天然更新の場合

第２の２の（１）による

（２）生育し得る最大の立木の本数

「天然更新完了基準書の制定について」（平成24年５月15日付け森林第111号森林計画課長通知）によることとします。

５　その他必要な事項

伐採跡地等が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な者に伐採跡地等の取得を促すなど、林地流動化の取組を通じて伐採跡地等の更新を確保します。

第３　間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

Ⅰの２の森林整備の基本方針を踏まえ、適切な森林の施業方法により、間伐及び保育を実施することとします。

なお、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法並びに保育の標準的な方法は、本計画において定められ森林所有者等が間伐及び保育を行う際の規範となります。

１　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、林冠がうっ閉（隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆うようになることをいう。）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採する方

法により、伐採後、一定の期間内に林冠がうっ閉するよう行うこととします。

間伐にあたっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持され、根の発達が促されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととします。特に、高齢級の森林における間伐にあたっては、立木の成長力に留意することとします。

また、保育コストの低減を図り、労働災害の防止に資するため、緩傾斜地など機械化による作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械による効率的な作業システムの導入や列状間伐を推進するとともに、集材距離を考慮した路網の整備を進め、施業の集約化を図ることにより、施業の省力化・効率化に努めることとします。

なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等の目安については、次表のとおりとします。

樹　種 （生産目標）	施　業　方　法	間伐の時期（林齢）					間　伐　の　方　法
		初回	2回	3回	4回	5回	
カラマツ （グイマツとの交配種を含む） （一般材）	植栽本数：　2,000本/ﾍｸﾀｰﾙ 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400本/ﾍｸﾀｰﾙ	17	26	35	44	―	選木方法：定性及び列状 間伐率（材積率） ：20～35パーセント 間伐間隔年数 標準伐期齢未満：9年 標準伐期齢以上：9年
トドマツ （一般材）	植栽本数：　2,000本/ﾍｸﾀｰﾙ 仕立て方法：中庸仕立て 主伐期の設定：400本/ﾍｸﾀｰﾙ	17	26	35	44	―	選木方法：定性及び列状 間伐率（材積率） ：20～35パーセント 間伐間隔年数 標準伐期齢未満：9年
アカエゾマツ （一般材）	植栽本数：　2,000本/ﾍｸﾀｰﾙ 仕立て方法：中庸仕立て 主伐期の設定：400本/ﾍｸﾀｰﾙ	21	30	39	48	58	選木方法：定性及び列状 間伐率（材積率） ：20～35パーセント 間伐間隔年数 標準伐期齢未満：9年

（注１）「カラマツ間伐施業指針」、「トドマツ人工林間伐の手引き」及び「アカエゾマツ人工林施業の手引き（地独）北海道立総合研究機構林業試験場発行」などを参考とした。

（注２）植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法、主伐後の施業方針等により、間伐時期が異なることに留意すること。

また、保育コストの低減を図り、労働災害の防止に資するため、緩傾斜地など機械化による作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械の導入や列状間伐を推進することとします。

２　保育の種類別の標準的な方法

（１）下刈り

植栽木の成長を阻害する草本植物等を除去し、植栽木の健全な育成を図るため、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うこととし、その終期は、植樹樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとします。

（２）除伐

下刈りの終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い植栽樹種などを除去し、植栽樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行うこととします。植栽樹種以外であっても、その生育状況、森林の有する多面的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保残し育成することとします。

（3）つる切り

育成の対象となる立木の成長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って取り除くこととします。除伐と合わせて行うことを基本とし、つる類の繁茂の状況に応じて実施します。

なお、主要樹種ごとの標準的な保育の時期等については、次のとおりとします。

【下刈り】

樹　種	年 / 植栽時期	1	2	3	4	5	6	7
カラマツ（グイマツとの交配種を含む）	春	②	②	①				
	秋		②	②	①			
トドマツ	春	②	②	②	①	①		
	秋		②	②	②	①	①	
アカエゾマツ	春	②	②	②	①	①		
	秋		②	②	②	①	①	

（注）下刈りは、現地の状況に応じて、省略や隔年での実施、早期の終了を検討すること。
年２回の下刈りは、植栽木と下層植生の競合状態などを把握した上で、必要な場合のみ実施すること。

【除伐】

樹　　種	年 / 植栽時期	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
カラマツ（グイマツとの交配種を含む）	春	△									
	秋		△								
トドマツ	春			△							
	秋				△						
アカエゾマツ	春					△					
	秋						△				

（注１）カラマツには、グイマツ雑種Ｆ１を含む。
（注２）記載の例　①：下刈り１回刈　②：下刈り２回刈　△：つる切り、除伐

３　その他必要な事項

枝打ちについては、生産目標及び立木の生育状況に応じて適切な時期及び枝打ち高により行うこととします。

第４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法は、森林資源の構成、森林に対する社会的要請等に基づき形成された地域の合意等を勘案して、本計画において定められ、森林所有者等が施業を行う際の規範となります。

１　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林は単一の機能のみでなく、複数の機能を有していますが、その中でも土砂の流出を抑え、山地災害を防止する機能の発揮を期待する森林については、人々の生命・財産を守る最も重要な機能の発揮を期待する森林として位置付け、山地災害防止林等の公益的機能別施業森林として設定することを基本とします。

保安林や様々な法律等による指定区域内の森林については、指定目的に応じた森林の有する公益的機能の維持増進が不可欠であるため、公益的機能別施業森林の区域とします。ただし、期待する機能の発揮に向けた最も適切な施業方法が異なる場合は、複数の機能の発揮を期待する森林として取り扱うことも可能とします。

（１）水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養林）

ア　区域の設定

水源かん養保安林及び干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、渓流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など、水源の涵養の機能の維持増進を図る森林を別表１のとおり定めます。

イ　森林施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、当該森林施業を推進すべき森林を別表２のとおり定めます。

（２）土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア　区域の設定

（ア）土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図る森林（山地災害防止林）

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区や、山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、その他山地災害防止／土壌保全機能の評価区分が高い森林など、山地災害防止機能及び土壌保全機能の維持増進を図る森林を別表１のとおり定めます。

（イ）快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林（生活環境保全林）

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、防風保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や騒音・粉塵等の影響を緩和する森林、その他快適環境形成機能の評価区分が高い森林など、快適な環境の形成機能の維持増進を図る森林を別表１のとおり定めます。

（ウ）保健・文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林（保健・文化機能等維持林）

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場、森林公園等の施設を伴う森林、史跡等と一体となりすぐれた自然景観等を形成する森林、その他保健文化機能の評価区分が高い森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、林状、地域の要請を踏まえ、別表１のとおり定めます。

イ　森林施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で、伐採に伴って発生する裸地の縮小並びに回避を図るとともに、天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、景観の維持・形成に配慮した施業の推進を図ることとします。具体的には、公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能が確保できる森林は、長伐期施業をすべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢の概ね２倍以上とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ります。

それぞれの森林の区域については、別表２のとおり定めます。

（ア）共通ゾーニング

森林の区域	区域の設定の基準	森林施業の方法に関する指針
水源涵養林	水源涵養機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、水源かん養保安林及び干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、渓流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図る森林について、集水区域等の森林の自然条件、林況、地域の要請を踏まえた上で林班単位等で面的に定める。	下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図る。
山地災害防止林	山地災害防止機能/土壌保全機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林及び落石防止保安林、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止/土壌保全機能の評価区分が高い森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、林況、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定める。	伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、急傾斜地等に位置し、機能を高度に発揮させる必要のある森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については複層林施業を行うこととする。 また、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業（注）を推進すべき森林として定めることとする。
生活環境保全林	快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、飛砂防備保安林、潮害防備保安林、防風保安林、防雪保安林、防霧保安林及び防火保安林、道民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能の評価区分が高い森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、林況、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定める。	伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、林帯の幅が狭小な防風林等、面的な伐採により機能を発揮できなくなるおそれのある森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については複層林施業を行うこととする。 また、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業（注）を推進すべき森林として定めることとする。
保健・文化機能等維持林	保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、保健保安林及び風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの町民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林など、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全機能の評価区分が高い森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、林況、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定める。	伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、特に機能の発揮が求められる森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については複層林施業を行うこととする。 また、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業（注）を推進すべき森林として定めることとする。 なお、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な森林については、特定広葉樹育成施業を推進すべき森林として定めることとする。

（注）長伐期施業とは、標準伐期齢のおおむね２倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業をいいます。

（イ）上乗せゾーニング（注１）

森林の区域		区域設定の基準	森林施業の方法に関する指針
水資源保全ゾーン		水源涵養林のうち、属地的に水源涵養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において、市町村が特に水質保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林に関する自然的条件及び社会的条件、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定める。特に北海道水資源の保全に関する条例（平成２４年北海道条例第９号）第１７条の規定に基づく水資源保全地域に指定される森林について林班単位で定めます。	水資源涵養林における森林施業を基本としますが、更なる伐採面積の縮小（注２）に努めるものとし、森林経営計画の実施基準として伐採面積の規模の縮小を行うべき森林を定めます。 また、特に急傾斜地等の土砂崩落、又は流出するおそれのある森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めます。 施業の実施にあたっては、森林作業道や集材路等の敷設や重機使用に伴う河川・湖沼への土砂流出の防止が図られるよう特に配慮するものとします。 伐採跡地については早期に確実な更新を図るものとします。
生物多様性ゾーン	水辺林タイプ	保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与える恐れのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等、市町村が特に保全が必要と認める水辺林について、河川の両岸・湖沼周辺から原則２０メートル以上の区域を小班の一部について定める。	保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めます。 施業の実施にあたっては、作業路・集材路は極力既設路線の使用に努め、集材路や重機の使用にあたっては土砂流出等を最小限に抑えるようきめ細かな配慮を行うなど、伐採及び造材に伴う地表撹乱を最小限に抑えることとする。

	保護地域タイプ	保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、市町村が特に保護地域として保全が必要と認める森林について林小班単位で定める。	保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めます。 また、伐採等による環境変化を最小限に抑えることを最優先し、森林の保護を図ることとする。

（注１）上乗せゾーニングとは、北海道の森林・林業の現状や課題、地域の特性やニーズ等により、目指す姿や施業の方法などをよりきめ細かく定めるために共通ゾーニングの中において上乗せして設定されたゾーニングです。
（注２）皆伐を行う場合の面積の上限及び区域は、Ⅱの第４の３に定めるとおりとします。

２　木材の生産機能の維持増進を図るための施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

（１）区域の設定

林木の生育に適した森林、路網の整備状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価が高い森林で、森林施業を行うことが適当と認められる森林など、木材の生産機能の維持増進を図る森林を別表１のとおり定めます。このうち、林地生産力や傾斜等の森林条件、林道等や集落からの距離の社会的条件を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な施業が可能な森林の区域を定めます。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、重複を認めるものとします。

（２）施業の方法

木材等生産機能の維持増進を図る森林については、森林の有する公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材などの生産が可能となる資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努めます。特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行うこととします。

なお、主伐時期については、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して伐採時期の多様化を図るなど木材利用目的に応じた時期で伐採することとし、人工林の主要な樹種の標準的な主伐時期については、次表を目安として定めることとします。

樹　　種	主伐時期	仕立て方法	（参考）主伐時期の平均直径
カラマツ （グイマツとの交配種を含む）	５０年	中庸仕立て	３４センチメートル
トドマツ	５５年	中庸仕立て	２７センチメートル
アカエゾマツ	７５年	中庸仕立て	３０センチメートル

３　その他必要な事項

（１）水資源保全ゾーンの区域の設定

新十津川町は設定なし

（２）生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）の区域の設定

新十津川町は設定なし

（３）生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）の区域の設定

新十津川町は設定なし

（４）施業実施協定の締結の促進方法

特になし

第５　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

１　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本町における一般民有林の森林所有者の55パーセントは、５ヘクタール未満の小規模森林所有者です。また、町内の一般民有林のうち、33パーセントはカラマツ等の人工林であり、間伐や主伐の対象となることから、施業の集約化による施業コストの低減と木材の安定供給を図る必要があります。

このため、そらち森林組合及びその他の林業事業体による森林経営の受託や林地流動化の促進により、森林経営の規模拡大を促進します。

２　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等を図るため、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換等を目指すこととします。

なお、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産税情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進することとします。あわせて、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報の公開を促進し、面的な集約化を進めることとします。このほか、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進めることとします。

また、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図ることとします。

森林施業の合理化を推進するためには、地域の関係者が連携し、森林施業や林業経営の合理化・効率化、地域のエネルギー資源としての木質バイオマス利用を含めた木材需給の動向と見通しなど、効率的な森林整備や安定的な木材供給を図るうえでの課題や目標等を明確にしつつ取り組むこととします。

３　森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業体と委託者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結することとします。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画の計画期間内（５か年間）において、自ら森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な育成権が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業の行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や、森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定することに留意します。

４　森林経営管理制度の活用に関する事項

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、本町を介して森林所有者が自ら林業経営を行えないの森林を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、本町が自ら経営管理を行うことがで

きるように図るなど、森林経営管理制度の活用に努めることとします。
　また、森林経営管理制度に基づく意向調査については、森林調査簿や林地台帳を基に経営管理が行われていないと思われる森林を対象として実施し、森林所有者が責務を果たすよう森林経営計画の作成を促進します。

５　その他必要な事項

特になし

第６　森林施業の共同化の促進に関する事項

１　森林施業の共同化の促進に関する方針

森林施業の共同化を促進するためには、森林所有者間の合意形成を図ることが必要です。このため、町、森林組合、森林所有者による地域ぐるみの推進体制を整備するとともに、普及啓発活動を展開することにより、合意形成を図るとともに、そらち森林組合及びその他の林業事業体が中心となり、森林施業の共同実施及び作業路網の維持管理等を行うことにより森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進することとします。

２　施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の共同化を助長し、合理的な林業経営を推進するため、施業実施協定等の締結を促進し、造林、保育及び間伐等の森林施業を森林組合等に委託することにより、計画的な森林施業を図ることとします。
　そのため、森林管理に対して消極的な森林所有者及び不在村森林所有者については、町及び森林組合が普及啓発活動を展開し、森林の機能及び森林管理の重要性を認識させるとともに、林業経営へ参画意欲の拡大を図り、施業実施協定への参画を促すこととします。

３　共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同で森林施業を実施する場合には、次の事項に留意することとします。

ア　共同森林施業実施者は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にすること。

イ　共同森林施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にすること。

ウ　共同施業実施者の一人が上記により明確にした事項について遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同実施の実効性が損なわれないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にすること。

４　その他必要な事項

特になし

第７　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

１　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

（1）路網密度の水準

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について、次のとおり定めます

区　　分	作業システム	路網密度（メートル／ヘクタール）	
			基幹路網
緩傾斜地（　0°～15°）	車両系作業システム	１１０以上	３５以上
中傾斜地（１５°～３０°）	車両系作業システム	８５以上	２５以上
急傾斜地（３０°～）	架線系作業システム	２０＜１５＞以上	２０＜１５＞以上

※『急傾斜地』の＜＞書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度

なお、本表は、木材搬出予定個所で路網を整備する際の目安とし適用するものであり、施業を行わない個所、伐採・搬出を伴わない施業（造林・保育）を行う個所に適用するものではありません。

（2）作業システムに関する基本的な考え方

作業システムについては、間伐等の素材生産の低コスト化、高効率化を図るためには、高性能林業機械の性能を最大限に発揮させることを主眼とした労働生産性の向上が不可欠となります。このためには、機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の安定的な確保や、機械作業に適合した高密度の路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域においてそれらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要があります。

特に作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、次の表を目安として主にグラップル、フォワーダ等の車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置することとします。

傾斜区分	伐倒	集材《木寄せ》	造材	巻立て
緩傾斜地（0°~15°）	フェラーバンチャー	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		（ハーベスタ・プロセッサ）
	フェラーバンチャー	スキッダ【全木集材】	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ
				（ハーベスタ・プロセッサ）
	ハーベスタ	トラクタ【全幹集材】	ハーベスタ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		（ハーベスタ）
	ハーベスタ	フォワーダ【短幹集材】	（ハーベスタ）	（フォワーダ）
中傾斜地（15°~30°）	チェーンソー	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		（ハーベスタ・プロセッサ）
急傾斜地（30°~）	チェーンソー	スイングヤーダ【全幹集材】	チェーンソー	グラップルローダ
			ハーベスタ・プロセッサ	（ハーベスタ・プロセッサ）

※（　）は、前工程に引き続き同一機種により実施する工程について記載
※【　】は、集材方法
※集材《木寄せ》工程において、グラップルローダ(全幹)を集材に活用している事例がある。

２　路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

作業路網の整備と併せて、効率的な森林施業を推進する区域（路網整備推進区域）を次のとおり設定します。

路網整備等推進区域名	面積	開設予定路線	開設予定延長	対図番号	備考

３　作業路網の整備に関する事項

（１）基幹路網に関する事項

ア　基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の林道の整備を図る観点等から、林道及び林業専用道の整備にあたっては、それぞれ林道規程（昭和48年４月１日付け林野道第 107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年９月24日付け22林整備第 602号林野庁長官通知）を基本として、道が定める林業専用道作設指針（平成23年３月31日付け森林第1280号北海道水産林務部長通知））に則り開設します。

イ　基幹路網の整備計画

林道を含む基幹路網の開設、拡張計画は次のとおりです。

なお、基幹路網の開設にあたっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとします。

（ア）一般民有林

振興局	開設／拡張	種類	区分	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	前半５ヵ年の計画箇所	対図番号	備考
空知	開設	自動車道		夫婦山	－ １				
		計			－ １				
	拡張	自動車道（改良）		北美沢	－ ５			1	法面保全
	〃	〃		三輪	－ １			2	局部改良
	〃	〃		泉	－ １			3	〃
	〃	〃		学園沢	－ １			4	〃
		計			－ ８				

（イ）道有林

振興局	開設／拡張	種類	区分	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	前半５ヵ年の計画箇所	対図番号	備考
空知									
		計			－				

ウ　基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年３月29日付け13林整整第 885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成８年５月16日８林野基第 158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理します。

（２）細部路網に関する事項

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、林道との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、道が定める森林作業道作設指針（平成23年３月31日付け森整第1219号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。また、森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理します。

４　その他必要な事項

（１）土場、作業施設その他の森林整備に必要な施設の整備にあたっては、地形・傾斜等地域の特性に応じ、集約化施業や高性能林業機械による低コスト作業に対応するなど、木材等の合理的な搬出を行うために必要な施設として整備し、適切に管理することとします。

（２）林道等通行の安全確保のため、標識や安全施設の整備に努めるとともに、機能保全や災害の未然防止のため、林道等の適切な維持管理に努めることとします。また、通行の安全を確保するため必要に応じて、通行を禁止する安全施設の整備を講ずるものとします。

（３）林道の開設等にあたっては、開設現場周辺の確認や必要に応じて専門家等への相談を行うなど、希少鳥類（オジロワシ、オオワシ、タンチョウ、シマフクロウ等）に配慮することとします。

第８　その他必要な事項

１　林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保を図るため、北海道立北の森づくり専門学院（北森カレッジ）等で学ぶ生徒や新規就業者、現場技能者に対する知識・技術の習得等により、段階的かつ体系的な人材育成を促進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着に取り組むこととします。

また、林業従事者の通年雇用化、社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化、技能などの客観的な評価の促進等により、他産業並の所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図ることとします。

これらと合わせ、林業経営体の法人化・協業化等の促進や森林組合との事業連携等を通じた経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体を育成し、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むとともに、適切な森林施業を行い、労働安全管理に努める林業事業体を活用し、森林所有者の施業の円滑化を推進することとします。

（１）人材の育成・確保

新規の林業就業者や専門的知識を有する技術者の養成、高性能林業機械など高度な運転技術が必要とされるオペレーターや次世代を担う中堅労働者を対象とした作業リーダーの育成など、研修制度の充実を図るとともに、林業への新規参入や就労の長期化を促進するための支援などを総合的に推進し、人材の育成及び確保を図ることとします。

また、新規の森林所有者、若手林業後継者及び林業グループに対し、経営手法や技術の普及指導を図り、後継者等が安定して林業経営を維持できるよう支援することとします。

（2）林業事業体の経営体質強化

年間を通じた林業従事者の就労を確保するため、林業事業体における森林整備事業の掘り起こしや経営の多角化・協業化、合併等を支援し経営の体質強化、高度化を促進することとします。特に、地域の森林における森林整備の中心的な担い手や山村地域の雇用の受け皿として、重要な役割を担う森林組合の経営基盤の強化が必要であるため、組織体制の充実や事業活動の強化、組合間の事業連携等の促進を図り、持続的な森林経営を担う森林組合の育成に努めることとします。

また、林業事業体の基本的情報等を登録し、公表する「北海道林業事業体登録制度」により、森林所有者等が客観的情報に基づき森林整備等の受託者を選択することができるようにするとともに、適切な森林施業の実施や労働安全衛生管理に努める健全な林業事業体の育成に取り組むこととします。

2　森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

（1）作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

木材の生産供給体制の整備と森林施業の合理化を図るため、従来からのチェーンソーとトラクタによる作業システムに加え、ハーベスタ、フェラーバンチャ、プロセッサ等による伐倒や、枝払い・玉切り作業、フォワーダ、スキッダ等による集材作業によるシステムを採用するなど、高性能林業機械による安全で効率的な作業システムの普及及び定着を図ることとします。

（2）高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

区　　分		現状(参考)	将　　来
伐　　倒		チェーンソー	チェーンソー、フェラーバンチャー ハーベスタ
造　　材		チェーンソー	チェーンソー、ハーベスタ プロセッサー
集　　材		林内作業車 小型集材機	林内作業車、小型集材機、ウォワーダ
造林保育等	地　掻 下　刈	チェーンソー 刈払機	
	枝　打	人力	リモコン自動枝打機

（3）林業機械化の促進方策

ア　森林組合による、プロセッサ等の高性能林業機械の導入

イ　森林組合を中心とした枝打ち作業等による森林施業の機械化を推進

ウ　間伐の早急な実施を推進するため、森林組合の林内作業車、集材機等の導入

エ　高性能林業機械のオペレーターを育成するため研修会等への積極的参加等の推進

3　林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

地域の森林・林業、木材産業等の活性化及び木材自給率の向上を図るためには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進が重要です。このため、地域材の利用に向けた町民への普及啓発活動や、工務店・設計会社等との連携などに取り組むとともい、一般消費者への周知をし、需要促進を図るよう努めることとします。

また、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）に基づき、北海道が策定した「北海道地域材利用促進方針」（平成23年３月策定）に即して建築物等において積極的に木材、木製品を利用するほか、建築材をはじめ、

木質バイオマスエネルギーへの活用など、幅広い用途で地域材の利用を促進と、地域材を低コストで安定的に供給するため、木材流通の合理化や木材産業の体質強化を推進するとともに、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和５年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めることとします。

今後、町内の人工林資源の適正な管理を行うことにより、カラマツ、トドマツ人工林の主伐材及び間伐材の出材が多くなることが見込まれます。町内で林産物の加工施設として新たに木材チップ製造工場が稼働したため、木材チップなど間伐材の活用を中心とした森林資源の利用を推進します。

・林産物の加工施設の現状

区分	現 状(参考)		備 考
	位置	対図番号	
木質チップ工場	中央90番地15	⚠	（株）幸稜

Ⅲ　森林の保護に関する事項

第１　鳥獣害の防止に関する事項

１　鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

エゾシカによる森林の被害状況等に応じ、被害を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について、次のとおり定めます。

（１）区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、エゾシカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ及びエゾシカ被害マップデータ等を基本として、食害や剥皮等の被害がある森林、又はそれらの被害がある森林の周辺に位置し、今後被害の発生のおそれがありエゾシカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林を林班単位で別表３のとおり定めます。

また、区域は必要に応じ、試験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民等からの情報その他、エゾシカによる森林被害又は生息情報により補正することとします。

（２）鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、エゾシカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げるエゾシカ防止対策を地域の実情に応じ、単独で又は組み合わせて推進するとともに、被害防止対策については、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとします。

なお、アに掲げる防護柵については、改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、エゾシカ防止対策の実施にあたっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとします（関連計画：北海道エゾシカ管理計画、新十津川町鳥獣被害防止計画）。

特に、生息密度が高い地域においては巡回などにより被害状況等を適確に把握するとともに、被害が発生し、又はそのおそれがある森林については、森林組合、林業事業体等の関係機関

と連携した、適切な鳥獣害防止対策を早期に行うよう努めることとします。

ア　植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、忌避剤散布や幼齢木保護具の設置、枝条巻き、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリング・巡視等を実施します。

イ　捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘因狙撃等の銃器による捕獲等を実施します。

２　その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域においては、エゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかどうかを現地調査や各種会議での情報交換、林業事業体や森林所有者等からの情報収集等を行うこと等により確認することとします。

また、食害の生じるおそれがある地域については、造林樹種の選定にあたりアカエゾマツ等の嗜好性の低い樹種の植栽を検討することとします。

第２　森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

１　森林病害虫等の駆除及び予防の方法

（１）森林病害虫の駆除及び予防の方針及び方法

森林病害等の駆除及び予防については、被害の未然防止や早期発見に努め、当該病害虫等の種類や被害の程度に応じ、薬剤の散布、被害木等の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うものとします。

特に、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害については、新十津川町では確認されていませんが、渡島檜山地域森林計画区において確認され、拡大しています。今後急速に拡大した場合、ナラ類資源の保続に大きな影響を与えるおそれがあることから、被害木を早期発見するため、関係機関が連携して巡視活動を行うとともに、森林所有者や地域住民の協力が得られるよう普及啓発に努めることとします。

さらに、被害地の近隣での未然防止に努めるとともに、被害木が発見された場合には、被害発生地の状況を考慮した上で適切に処理を行うなど、関係機関が連携してナラ枯れ被害の拡大防止に努めることとします。

なお、森林病害虫等のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがあります。

（２）その他

森林病害虫等の被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などにあたっては、新十津川町や空知総合振興局、森林組合、試験研究機関、森林所有者ほか関係者が連携し、被害の程度に応じた対応をすることとする。

２　鳥獣害対策の方法（第１に掲げる事項を除く。）

ア　エゾヤチネズミによる食害の発生を防ぐため、カラマツ植栽地においてはネズミの生息場所となる枝条のたい積を避けるとともに、可能な場合は耐鼠性の高い樹種を植栽する等の対策を行います。また、ネズミの発生動向も踏まえ、必要に応じて殺鼠剤の散布や防鼠溝の設置等の対策を実施することとします。

イ　鳥獣害防止森林区域外のエゾシカ及びその他の野生鳥獣による被害については、その早期発

見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び防除技術の開発等を行い早期防除に努めることとします。

ウ　森林の保護にあたっては、森林組合、林業事業体等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、必要に応じて、野生鳥獣の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林に誘導する等、野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進することとします。

3　林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとします。

また、春先の乾燥時期には森林巡視を強化するほか、森林の保護及び管理を要する重点地域を設け、効果的な防火線・防火道等の整備や保護標識、消火器格納庫等の施設を設置するものとします。

4　森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合は、新十津川町火入れに関する条例（平成９年９月29日条例第56号）及び新十津川町火入れに関する条例施行規則（平成９年９月29日規則第30号）に基づき、適切に実施するものとします。

5　その他必要な事項

（1）病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

カラマツヤツバクイムシ等の穿孔性害虫が穿入し、健全木に被害が及ぶ可能性がある場合については、穿孔木を伐採し林外に搬出、樹皮を剥ぎ薬剤を散布する等、被害の拡大防止に努めることとします。

また、トドマツ等について、木材腐朽菌が原因で標準伐期齢まで据え置くことにより、材質低下により商品価値を損なう場合は、標準伐期齢に達しなくても伐採出来ることとします。

（2）その他

ア　気象害については、過去の被害事例を参考に保護樹帯を設けるなどの防止対策に努めます。

イ　森林の巡視にあたっては、山火事の発生頻度が高い市街地周辺の森林や自然公園、希少な野生動物の生育・生息地域、入り込み者の多い地域を対象に重点的に行うこととし、特に、森林法違反行為の未然防止、山火事の防止、森林の産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見等を重点的な点検事項とします。

また、ポスター等を活用した予防啓発等に努めます。

Ⅳ　森林の保健機能の増進に関する事項

1　保健機能森林の区域

特になし

2　保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

特になし

3　保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

特になし

４　その他必要な事項

特になし

Ⅴ　その他森林の整備のために必要な事項

１　森林経営計画の作成に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成し、計画に基づいた施行を実施することは、本町の森林整備計画の達成に寄与することにつながることから、森林所有者に対する制度の周知、作成に係る支援などにより計画の作成を推進します。

（１）森林経営計画の記載内容に関する事項

ア　Ⅱの第２の３の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ　Ⅱの第４の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ　Ⅱの第５の３の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びⅡの第６の３の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ　Ⅲの森林の保護に関する事項

（２）森林法施行規則第33条第１号ロの規定に基づく区域

区域名	林　班	区域面積（ヘクタール）
花月、総進、学園	１～30	2,279.62

２　生活環境の整備に関する事項

特になし

３　森林整備を通じた地域振興に関する事項

特になし

４　森林の総合利用の推進に関する事項

散策路、自然観察ゾーンの整備が完了した総進地区の創造の森は、子供達の体験学習やリフレッシュゾーンとして利用されており、今後も良好な環境保持に努めます。

また、新十津川町開基百年を記念して植樹を実施した学園地区の百年の森は、様々な樹種を見ることができます。住民にそれらを観察しやすいような環境保持に努めます。

施設の種類	施設の概要		対図番号
	位　置	規　模	
創造の森	総進地区	森林公園　21ヘクタール 遊歩道　2.3キロメートル	▽1
百年の森	学園地区	植樹面積　3.2ヘクタール	▽2

５　住民参加による森林の整備に関する事項

（１）地域住民参加による取組に関する事項

総進地区における創造の森には散策路、自然観察ゾーンが整備されており、自然の大切さと

ふるさとへの愛着をはぐくむために、次の事項をはじめとした森林体験プログラムを策定し、森林づくりへの直接参加を推進します。

ア　住民参加による林業体験活動の推進

イ　小中学生を対象とした「森林環境教育」の推進

（2）上下流連携による取組に関する事項

特になし

（3）その他

青少年の学習機会の確保のために、小中学校の教育課程に導入された「総合的な学習の時間」等を活用し、森林に関する学習機会の確保や森林について学ぶことができる場所の整備等、青少年の学習機会の確保に努めるものとします。

6　森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

特になし

7　その他必要な事項

（1）特定保安林の整備に関する事項

特になし

（2）法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い方の施業方法に基づいて行うよう留意します。

ア　保安林及び保安施設地区の区域内の森林

保安林及び保安施設地区の施業方法については、個々の指定施業要件が定められていますが、制限の決定及び立木伐採の許可等の処理は､保安林制度の一環として行われますので留意が必要です。

なお、一般的な留意事項は次のとおりです。

（ア）主伐の方法

a　伐採できる立木は、新十津川町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとします。

b　伐採方法は、次の３区分とします。

（a）伐採方法の指定無し（皆伐を含む。）

（b）択伐（伐採区域内の立木を均等な割合で伐採するもの。）

（c）禁伐（全ての立木の伐採を禁止するもの。）

（イ）伐採の限度

a　皆伐面積の限度は、森林法施行令第４条の２第３項の規定に基づき公表される面積の範囲内とします。

b　一箇所あたりの皆伐面積の限度は、次のとおり指定施業要件に定められています。

（a）水源かん養保安林（ただし、急傾斜地の森林及び保安施設事業の施行地等の森林その他森林施業上これと同一の取り扱いをすることが適当と認められる森林に限る。）については、20ヘクタールを超えない範囲とします。

（b）土砂流出防備、飛砂防備、干害防備及び保健の各保安林については、10ヘクタール以下とします。

（c）その他の保安林であって、当該森林の地形、気象、土壌等の状況を勘案し、特に保安機能の維持又は強化を図る必要があるものについては、20ヘクタールを超えない範

囲とします。

c　防風・防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅20メートル以上にわたり帯状に残存させなければなりません。

d　択伐の限度は、当該森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないものとします。

e　初回の択伐率は、指定施業要件に定められている率とします。

また、２回目以降の択伐率は、伐採をしようとする当該森林の立木の材積から前回の択伐直後の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を伐採をしようとする当該森林の材積で除して算出し、この率が10分の３を超えるときは10分の３（指定施業要件で定められた条件を満たす場合には10分の４）とします。

（ウ）　特例

a　伐期齢の特例の認められている保安林は、標準伐期齢に達していなくても伐採することができます。

b　伐採方法についての特例は、択伐と定められている森林にあっては伐採指定無し、同じく禁伐と定められている森林にあっては択伐とします。

c　特例の有効期限は、当該特例の指定日から10年以内とします。

（エ）間伐の方法及び限度

a　間伐をすることのできる箇所は原則として、樹冠疎密度が10分の８以上の箇所とします。

b　間伐の限度は、当該森林の立木材積の100分の35を超えない範囲で指定施業要件に定められた率とします。

（オ）植栽の方法及び期間

a　伐採跡地への植栽は、当該箇所に指定施業要件として定められた樹種及び本数を均等に分布するように行わなければなりません。

b　植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して２年以内に行わなければなりません。

イ　自然公園特別地域内における森林

自然公園特別地域内における施業方法の決定は、次項の「特別地域内における制限」により行います。

【特別地域内における制限】

区　分	制　限　内　容
第１種 特別地域	（１）１種特別地域内の森林は、禁伐とします。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができます。 （２）単木択伐法は次の規定により行います。 ア　伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定します。 イ　択伐率は、現在蓄積の10パーセント以内とします。
第２種 特別地域	（１）２種特別地域内の森林は、択伐法によります。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り皆伐法によることができるものとします。 （２）道路などの公園事業に係る施設及び集団施設地区の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く）は、原則として単木択伐法によるものとします。 （３）伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とします。 （４）択伐率は、用材林において現在蓄積の30パーセント以内とし、薪炭林においては、60パーセント以内とします。 （５）特に指定した風致木については、保存及び保護に努めることとします。 ア　一伐区の面積は、２ヘクタール以内とします。 ただし、疎密度３より多くの保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができます。 イ　伐区は、更新後５年以上を経過しなければ連続して設定することはできません。この場合においても、伐区は努めて分散しなければなりません。
第３種 特別地域	（１）第３種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限は受けないものとします。

ウ　その他の制限林

その他の制限林における伐採方法については、次表「その他の制限林における伐採方法」

のとおりとします。

【その他の制限林における伐採方法】

区　分	伐　　採　　方　　法
その他の制限林	（１）原則、択伐とし、伐採率は蓄積の３０パーセント以内とします。 （２）鳥獣保護区特別保護地区内の、鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められる森林については択伐（その程度が著しいと認められるものについては禁伐）とします。 （３）砂防指定地内の森林で、次の該当する場合は皆伐を行うことができます。 ア　伐採面積が１ヘクタール未満のもの イ　森林経営計画で皆伐として計画されたもの

（３）森林施業の技術及び知識の普及･指導に関する事項

森林地域の特性に応じた具体的な施業の方法に関して、森林組合等の林業事業体、北海道指導林家や青年林業士など地域の関係者の合意形成を図り、適切な方法による間伐等の森林整備が進むよう道の指導機関と連携した普及啓発を進めます。

（４）森林管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るため特に整備すべき森林に関する事項

水道水源である徳富川源流の幌加地区は、水資源のかん養の機能を特に発揮させる必要があることから、長伐期施業の導入を促進することとし、適切な森林整備を図るものとします。

（５）町有林の整備に関する事項

本町は、現在778ヘクタールの人工林を含む1,523ヘクタールの森林を所有しており、人工林については、そらち森林組合に保育、間伐等の調査を委託し実施することとします。

別表１　公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

振興局　07：空知　　市町村　12：新十津川町

【一般民有林】

１　共通ゾーニング

区分	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
水源涵養林	4	全域	35.27
	10	全域	107.29
	11	全域	93.00
	17	全域	90.84
	18	全域	132.25
	19	全域	146.85
	20	全域	78.04
	26	全域	142.13
	36	全域	138.57
	43	全域	100.83
	51	全域	56.76
	52	全域	170.36
	53	全域	86.85
	54	全域	199.48
	55	全域	58.36
	56	全域	403.58
	57	全域	92.70
	58	全域	140.61
	59	全域	122.88
	60	全域	100.53
	61	全域	126.82
	62	全域	97.66
	63	全域	91.14
	71	全域	61.44
	97	全域	65.46
	101	全域	101.66
	102	全域	110.59
	126	全域	86.20
	127	全域	104.48
	128	全域	45.88
	129	全域	124.02
	130	全域	93.66
	合計		3,606.19

山地災害防止林	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
	1	27、30、32、51	6.04
	2	8～12、23～30	6.02
	3	8、11～18、22、26	16.19
	4	11	1.72
	5	21、38	0.84
	6	19～22、41、43～50	2.99
	9	2、3、14、21、54～59	11.10
	18	51～53	4.05
	19	39～47	10.35
	25	80、142、159、161	2.64
	26	115、116、119	14.31
	27	10、14	10.00
	28	1	0.64
	30	3、5	3.17
	34	27、36、37	8.48
	35	9、19、32、42、44、65～68	10.02
	36	45、95	1.65
	37	6、8、33、34、61、62、67～72、86、93	6.53
	38	81	0.56
	46	10、74、125～127、131、134～136、153、154、157～159	12.08
	63	13、40、43、45、50	15.82
	64	10、55	18.15
	68	35、36、38、39、44、113、150	2.00
	70	19	0.92
	71	23、52～58、61、66	5.36
	72	9、10、13、14、23、25、26、66～72、100～102	24.08
	73	1～4、52～55、57、59～64、73～78、84～88、148	25.86
	74	28、150、186～189、191、192	34.01
	76	38、45、112	2.71
	80	16、21、55	2.18
	103	14、18、20、53、85、91～95	7.77
	104	27～29、32、33、39、41、45～51	5.60
	105	7、16	0.36
	106	48	0.12
	112	1、4～8、10、22、32、34、40、81、98、103、127～129	16.15
	113	31、55、56、63、67、74	3.32
	合計		293.79
生活環境保全林	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
	7	1	0.25
	14	27、29、43、44	1.79
	80	14、15、56、61、69	2.69
	81	1、3、53	2.35
	82	1、2	0.40
	106	29、40、43	1.76
	合計		9.24
林機保能健等・維文持化	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
	15	16～24、27～35、37～46、48～51、63	35.01
	76	48～50、141～157、159、161	5.17
	合計		40.18

木材等生産林	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
	1	5～15、17～23、25、26、28、29、31、33～35、39～45、53～55、57、60～67	53.77
	2	5～7、13、15～18、20、21	21.19
	3	2、3、5～7、9、10、19～21、24、25、27	16.33
	4	1～8、12～14、16、17、21～24、26、27	33.55
	5	1～3、5～20、22～37、39、41	46.85
	6	1、2、4～15、17、18、24～32、34、37、38、40、42、51	33.88
	7	2～4、8～11、13、14、19、21～23、25～36、38～77	77.55
	8	全域	56.79
	9	1、4～13、15～20、22～33、43、44、49～51、60	95.10
	10	全域	107.29
	11	全域	93.00
	12	全域	36.40
	13	全域	47.81
	14	1～8、10～26、28、30～32、35～42、45、46	39.14
	15	1～9、13～15、47、52、53、61、65、66	13.04
	16	全域	43.04
	17	全域	90.84
	18	1～4、8～10、12～40、42、44～50	128.20
	19	1～38	136.50
	20	全域	78.04
	21	全域	128.62
	22	全域	78.71
	23	全域	89.17
	24	全域	51.09
	25	1～4、7～17、19、20、22、23、27～35、37、48、59、63、65、67～69、71～75、78、81～97、99、100、103、106～109、112～117、119～123、125～129、134、136～141、143、145～148、151、155、156、165、167、168、175～178、180～186	131.65
	26	1～37、39～110、112、114、121、122、125、126、130～154	127.82
	27	1～7、9、11～13、15	82.94
	28	2～9、11、13～27	80.01
	29	全域	58.21
	30	1、2、4、6～12、14～19	70.30
	31	全域	77.96
	32	全域	60.84
	33	全域	70.04
	34	1～4、6、7、9～21、23～26、28～35、38～43、50、51、54～57	184.65
	35	1～6、10～18、20、26～31、33～41、43、55～58、60～62、64、69、70	88.51
	37	1～5、7、9～32、35～44、46～60、63～66、73～85、87～91、94～106	163.09
	38	1～3、5～11、14～18、20～41、43～47、49、52～77、80、82～85	112.27
	39	全域	132.25
	40	全域	108.92
	41	全域	151.99
	42	全域	194.65
	44	全域	190.51
	45	全域	83.10
	46	1～6、8、9、11、13～21、27～29、33～35、37～42、49～56、60～65、67～70、73、75、79、80、88、91～93、95、100、107、112～118、132、133、155、160～	125.45
	47	全域	84.53
	48	全域	103.28
	49	全域	63.44
	50	全域	99.71
	51	全域	56.76

木材等生産林

森林の区域		面積
林班	小班	(ha)
52	全域	170.36
53	全域	86.85
54	全域	199.48
55	全域	58.36
59	全域	122.88
60	全域	100.53
61	全域	126.82
62	全域	97.66
63	4～12、14、19～27、30、31、34～39、49	75.32
64	1、3、4、7～9、12～15、17、18、22、23、26、27、29～49、51～54、60	91.43
65	全域	84.18
66	全域	46.01
67	全域	69.99
68	1～21、23～25、27、29～34、37、40～43、45、47～56、58～60、62～64、66、67、69～74、77～84、86、88、90、94～100、102～112、115～117、119、120、122～125、129～132、139～147、149、151～156、159～164	272.24
69	全域	84.25
70	1～14、16、18、20～30	67.27
72	1～8、11、12、15～22、24、27～41、43、44、46、47、49～65、78～80、83、84、86、88～92、103、104	88.92
73	5～15、17～30、32～34、37～47、49～51、56、58、65～72、79～83	63.89
74	1、3～7、11～27、29～74、76～94、97～102、104、107～110、113～117、120～149、151～183、190、193～206、208～210	243.02
75	全域	102.89
76	1～5、7～10、12、14～23、25～36、39～44、53～57、59～61、64～68、71～76、78～88、90～105、110、111、113～118、121、122、126、127、130、132、136～140、158、160、162、163、166～171	180.89
77	全域	85.15
78	全域	94.24
79	全域	65.54
80	1～13、18、19、22～32、34～42、46～52、54、57～60、62、64～68、70、71	56.33
81	2、4～52、57～73	140.91
82	3～6、9～56、58～64	119.47
83	全域	125.68
84	全域	65.21
85	全域	227.96
86	全域	112.87
87	全域	118.59
88	全域	69.77
89	全域	85.82
90	全域	122.28
91	全域	85.66
92	全域	146.94
93	全域	104.16
94	全域	99.71
95	全域	169.02
96	全域	61.11
97	全域	65.46
98	全域	75.76
99	全域	108.83
100	全域	87.40
101	全域	101.66
102	全域	110.59

		森林の区域	面積
	林班	小班	(ha)
木材等生産林	103	1～13、15～17、19、21～24、29～50、54、55、61、62、64、65、68、69、71、74～76、78～84、86～90、97～99、103～107	89.30
	104	1～7、9、10、12～14、17～26、31、34、35、38、42～44、61～63	45.29
	105	1～6、8、10～15、17～41、45、51～57、61	68.45
	106	1～28、30～39、41、42、44、46、47、49、51～53、56、58、60、64、65、67、68、70、81、86～92	94.59
	107	全域	83.79
	108	全域	151.10
	109	全域	86.03
	110	全域	78.85
	111	全域	127.09
	112	3、9、11～21、23～31、33、35～39、41～44、46～53、55、57～74、76～79、82、83、90、91、96、97、99～102、104～107、109～112、114、115、117～126、130、165～182	118.47
	113	1～22、24～30、32～34、36、37、39～54、57～61、64～66、68～73、75、76、81、82、89、91、92、96～98、100、102～106、109、112、121、123～127、135、137、148、149、151、161～167、169	147.07
	114	全域	79.17
	115	全域	66.96
	116	全域	91.30
	117	全域	71.08
	118	全域	76.96
	119	全域	83.33
	120	全域	73.25
	121	全域	139.62
	122	全域	125.92
	123	全域	75.20
	124	全域	120.63
	125	全域	76.74
木材等生産林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	合計		11,608.33
	1	5、8、12、13、19、22、33、41、42、44、55、57、60～66	19.10
	2	5～7、13	15.44
	3	2、5、9、10、19～21、25、27	4.11
	4	21～24、26、27	4.46
	5	2、3、8～11、13、14、31、32、34、35、39、41	20.83
	6	4、7、9～11、17、18、24、31、37、38、40、51	9.99
	7	8～11、14、19、23、29、32、33、35、39、51～53、72、73、75	11.87
	8	1、2、4～7、20、22、32、36～39	12.92
	9	8、12、16、19、32、33、43、44、49～51、60	15.15
	10	2、9、10、13、16、23～25、31、35、44、45、47、48、51～53、56、57	38.49
	11	3、15、19	4.72
	12	2、4、5、11、13、14	1.76
	13	2、7、10、12～15、18、19、21～23、26、28～32、34、36～39、42～45	23.28
	14	17、18、22、23、26、28、36～40	7.48
	15	2～4、6、8、9、13～15、52、53、61	4.04
	16	9～16、25～29、39、41、46、47、49、51～54、56、58	23.38
	17	9～14、17、20、23、24、29、30、32、40、44、52	15.57
	18	2～4、8、10、14、20、23～28、36～38、40、42、49	84.09
	19	1、5、6、13～16、20～25、29、36～38	54.65
	20	2、3、6～8、10、13	51.01
	21	6、8～21	100.68
	23	2～5、7～10、12、13、15～18	16.06

木材等生産林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
	24	1、3～8、11、13、31、35、36、38、39、44、45、47、49、50、52～56、58、60、61、64～66、68～70、72～79	22.37
	25	1～4、16、31、34、37、71、72、74、75、81～84、86～88、90～92、94、96、97、100、108、109、112～117、123、127、128、134、138～141、145、146、148、151、155、156、165、167、168、175～178	39.04
	26	3、8、12、14、18～25、28～32、35～37、41、42、44、46、47、49、50、53～55、57～61、63～68、77～79、81、82、84、93～95、102、103、107、109、122、125、130～149、153	49.85
	27	1、5、12	4.64
	28	24～27	2.06
	29	5、9～14	17.09
	34	12、13、41～43、50、51	13.36
	35	2、4、11、13、16、17、27、30、31、33、36、39、41、43、56～58、62、64、70	35.79
	37	3、10～13、17、25、29、40～44、51、59、60、63～66、75～81、84、85、87、89～91、97～99、101、106	33.41
	38	3、8～11、14～16、22～30、32、36、37、40、43、44、46、53、54、61～66、71、73、76、77、83、84	41.01
	39	5、6、12～21、23、24、31	57.69
	40	1、2、5、8、18、23、39～41、45	23.44
	41	5、6、8、14、18、30～41、43～50、52	46.59
	42	14、15、18、19、21、23、32～36、39、41～48、50、51、55～59	52.84
	44	1、3、7、9、17、23、25、27、29、34、45、46、48、50～54、58～60、62～67、69～75、78	55.48
	45	9、10	35.10
	46	4～6、13、17、19、29、35、39、51、60～62、64、79、80、88、91、93、100、112～118、132、133、155、160～162	48.69
	47	1、9～11、13～15、23、27～29、31、33～36、42、43、46、47、49、50、52～55、57、63、66、71、72、76～84、87～89、91～94、103、106、108、109、116、118、120～122、129～132	50.56
	48	3、6、9、12～14、21、29、31、32、35、36	44.13
	49	1、2、6、12、18、26～31	12.38
	50	2、5、8、9、14、16～20、22、24、28、30、33、35、37～39、45～48、50～53、155	23.10
	52	3、6～11、14、17、19～22、25、27、28	65.01
	53	2、3、7、10、11、14、19、20、22、23、25、26、31、43～46、145～148	31.23
	54	2、3、5、6、9、13～15、18、23、26、28、46、52～54、59、61～63、68、72～75、89、90、93、104～108、110、111、115、116、118、120～122、124～128、130、136、142、143、145、147～149、152～154、156～158、160、162～164	84.98
	55	5、6、8、11、16～19、26、27、30、45、56～59、62	14.20
	59	3、10、12、14、15、17、20、34、41～45	13.52
	60	12、14、20、25、27、32、34、35、41、43、46、47、50、56～58、60～64、71、72、75～78	56.45
	61	3、4、10、12、13、15、20、25、28、39、44～48、50、51、53、55、56、58、62、64、67～69	38.89
	62	2、3、8、10、11、13、17、25、30、31、33、35、36、40～42、44、47、49～52、56、58～69、71、72、77	41.99
	63	5、6、19、20、23、24、27、31、34～36、38	30.88
	64	4、9、17、23、30、32、35、36、38、42～45、48、51、52、60	14.87
	65	2、10、12、16、21	11.85
	66	2、5、7、9、10、18、19、21、22、24、25	23.68
	67	5、6、8、11、17、19、22、23、26、27、30、34～36、40～42	15.18
	68	3、4、7、9、12～14、18、21、23、25、27、29～32、37、41、42、45、50～52、55、60、62、64、67、69、86、96、102、109、110、112、115、122～125、129～132、142～145、153、154、160、163、164	113.21
	69	1、3、5、8、9、13、14、16、19、24、25、28、30～32、37、38、41、50～52、54	36.27
	70	6、14、16、21、22、25～30	16.28

木材等生産林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
	72	3、4、7、12、15、19、21、32、33、36、39、41、43、44、46、47、50、52、53、56、59～61、64、78、83、91、92、103	18.98
	73	5～7、14、15、17、18、23、27、28、30、33、38、39、41～47、49～51、56、58、65～72、82	23.94
	74	4、7、11～14、16、17、19、22、32、33、36～39、44、49、51～55、57、58、60、62～68、70、71、73、78、80～93、97、98、101、102、107、108、110、113～116、120、124、125、129、131、133～135、137、138、144～147、149、151、153～156、158～166、171～174、176、195～197、204、205、208～210	57.12
	75	7、8、11、23、26～29、38、40	18.70
	76	4、12、14、15、20、23、26、32、39～43、55、56、59、75、76、78、79、83～86、88、90、91、93～96、101、102、110、111、113～118、121、122、126、127、130、132、136～139、158、162、163、166～171	42.39
	77	2～5、7、18、20、23、26、28～30、36、37、45、49、54、57～61、65～67、75～77、85	36.97
	78	1、6、7、9～12、14、18、20、33、35～37、43、44、49、51、52、55、56、59、60、65、67、68、71、72、75、89、91、107、109～111、114、115、117、118、120、122、128、130、132、136、137、140、141	43.42
	79	3、6、7、9、12、17、19、20、37～39、53、55、58、60	22.51
	80	2、3、6～9、24、25、29～31、36、37、40、52、54、57、59、60、62、64、66、67	10.66
	81	4～6、8、10～12、16、18、26、35、57、59～62、65、68～73	24.46
	82	3、6、15、18、21、23～26、28、51、56、58、60～63	27.09
	83	18、29、35～37、41	12.40
	84	9、11、13～15、17、21、24、26、30、33、36、37、39、40、42、44、46	14.29
	85	2、7、8、10、12～14、17～19、21、24、27、29、31、33、37、38、41、44～49、51、53、57、63、70、71、77～84、87～89、91～96、98、102～104、106、107、116～121、124～126、128～130、132～134、136～140、143～146、153、155、160～163、165、168	91.76
	86	2～4、17～20、27、28、34～37	20.40
	87	2、8、19～22、30、33～36	17.23
	88	8、12、16、20、21	24.40
	89	3、5、7、8、10、11、14、16～29、31	50.63
	90	1、22～24、26、31、32、34～36、48、50、63、64、66～70、72～76、81～86、89、90	21.86
	91	1～4、11～14、16、17、20、23、29、30、38～40、42、45～49、54、55、61、66～68、70、76～78	34.14
	92	1、2、8、10、11、13、14、27、28、30、32、34、42～48、52、55、61、66～74、84、85、88、90、92～96、104、107～110、118～121、125～130、132、134、135、137～139	53.75
	93	1、6、8、10～12、14、18、23～25、27	10.71
	94	1、3、5、13、15、20、29、37、38、50、59、62～64、67、69、76	53.29
	95	4、8、11、15、18、20、21、25、30、31、35、42、44～46、54、55、57、60、62、63、68～70、75、79、80、84、88、92、94、98、101、102、104、109～111、114、117、120、126、127、131、138、145、147～153	65.52
	96	5、10、12、16、17	19.07
	97	17、24	3.32
	98	2、5、13～17、23、39～41	30.92
	99	2、4、8、9、11、20、21、34、37～39、42、45、49、53、55、58、61～67、69～71、74、75	46.14
	100	1、5、9、12、16～21、26～29、35、37、41、43～45、47～51、61	50.51
	101	4、6、10、13、14、16、19、22～24、26、28、29、36、40、44、45、50、52、56、82、84、88	33.08
	102	2、9、15～17、19～21、26、37、39、40、49～52、59、68～70、79～81、83～85	32.89
	103	1、3、4、6、8、15、16、21～24、31、32、38、41、49、50、54、55、61、62、64、65、68、71、74～76、78、79、81～84、86～89、97～99、103～106	41.20
	104	1～4、7、10、18～20、22、26、38、42～44	20.40

	森林の区域		面積
木材等生産林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	林班	小班	(ha)
	105	6、11、13、14、17、21、26、29、30、32、35、40、41、45、51、52、54～57	18.34
	106	1～4、6、8～10、23、27、30～32、44、47、49、51～53、56、58、60、65、67、68、81、86～92	45.90
	107	1～3、6、9、10、12～16、20～22、24、26、27、41、42、48、63、73、77、84、88、90、92、94	45.43
	108	3、7～9、14、24～26、28、31、37、38、40、41、43、52、55、59～62、65～67、71、83、88～90、93～96	34.09
	109	3、4、7、8、12、17～20、29、34、37、38、40～43、48、50～57、62、81、89、94、97、98、100、104、105	42.15
	110	2、3、5～7、10、12～14、16、18～20、24～27、29～33、36、87、95～100	48.46
	111	2、6、9～11、34、35、37、40、41、47、55、67、69、71、85	41.01
	112	11、17、18、20、21、23、24、26、27、31、33、37～39、43、51、52、58、62、64、66～74、76、78、82、90、91、96、99、100、102、104、105、107、109～112、114、115、117、119～121、123～126、130、165～182	53.99
	113	2、8、19、30、32～34、37、39、40、45、46、48、51、54、58、59、61、66、69、71、72、76、81、89、91、92、96～98、102、103、105、106、112、121、123、124、127、149、151、161～163、167	43.18
	114	18、19	6.44
	116	12～17	17.34
	117	14、16～21	24.64
	118	10、13、18、19、21、22、26、28、30、32、33、35～38、44、45、84、90、94	26.64
	119	1、3、6～8、10、12、14～19、23～25、27、46～48、89、98～101	43.40
	120	6、8、10、14、21	6.60
	121	7、9、11、15、16、18、19、31、38、39、42～51、54～58、60～66、68～70、72	70.58
	122	1、4、5、7、9～12、15、22～25、30、32	89.46
	124	10、12、15～17	16.72
	125	1、3、6、7、11、12、15、16、18、19	21.50
	合計		3,626.21

2　上乗せゾーニング

区分		森林の区域	面積
	林班	小班	(ha)
水資源保全ゾーン		該当なし	
	合計		0.00
生物多様性ゾーン			
水辺林タイプ		該当なし	
	合計		0.00
保護地域タイプ		該当なし	
	合計		0.00

3　独自ゾーニング

区分	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
市町村独自ゾーン		該当なし	
	合計		0.00

別表２　公益的機能別施業森林における施業の方法

振興局　07：空知　　市町村　12：新十津川町

【一般民有林】

区分	施業の方法		森林の区域		面積	森林経営計画における主な実施基準[参考]（注１）
			林班	小班	(ha)	
水源涵養林	伐期の延長を推進すべき森林		4	全域	35.27	主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：20ha以下
			10	全域	107.29	
			11	全域	93.00	
			17	全域	90.84	
			18	全域	132.25	
			19	全域	146.85	
			20	全域	78.04	
			26	全域	142.13	
			36	全域	138.57	
			43	全域	100.83	
			51	全域	56.76	
			52	全域	170.36	
			53	全域	86.85	
			54	全域	199.48	
			55	全域	58.36	
			56	全域	403.58	
			57	全域	92.70	
			58	全域	140.61	
			59	全域	122.88	
			60	全域	100.53	
			61	全域	126.82	
			62	全域	97.66	
			63	全域	91.14	
			71	全域	61.44	
			97	全域	65.46	
			101	全域	101.66	
			102	全域	110.59	
			126	全域	86.20	
			127	全域	104.48	
			128	全域	45.88	
			129	全域	124.02	
			130	全域	93.66	
			合計		3,606.19	
		伐採面積の規模の縮小を行うべき森林（注２）		該当なし		主伐林齢：標準伐期齢＋10年以上 皆伐面積：10ha以下
			合計		0.00	

山地災害防止林、生活環境保全林、保健・文化機能等維持林	長伐期施業を推進すべき森林（注３）			該当なし		主伐林齢：注3の表による 皆伐面積：20ha以下
				合計	0.00	
	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	7	1	0.25	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：70%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する
			14	27、29、43、44	1.79	
			15	16～24、27～35、37～46、48～51、63	35.01	
			18	51、52	2.33	
			35	9、19、32、44	8.53	
			37	33、61、62、93	4.20	
			72	66～72	8.92	
			73	2～4、52、57、61、63、64、76、77、84、85	18.19	
			76	45、48～50、141～157、159、161	6.21	
			80	14～16、21、55、56、61、69	4.87	
			81	1、3、53	2.35	
			82	1、2	0.40	
			103	14、18、53、85、91～94	7.21	
			104	27～29、47、48、50、51	4.72	
			106	29、40、43、48	1.88	
			112	1、5～8、10、22、40、81、98、103、127～129	6.30	
			合計		113.16	
		択伐による複層林施業を推進すべき森林	1	27、30、32、51	6.04	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：30%以下又は40%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を維持する
			2	8～12、23～30	6.02	
			3	8、11～18、22、26	16.19	
			4	11	1.72	
			5	21、38	0.84	
			6	19～22、41、43～50	2.99	
			9	2、3、14、21、54～59	11.10	
			18	53	1.72	
			19	39～47	10.35	
			25	80、142、159、161	2.64	
			26	115、116、119	14.31	
			27	10、14	10.00	
			28	1	0.64	
			30	3、5	3.17	
			34	27、36、37	8.48	
			35	42、65～68	1.49	
			36	45、95	1.65	
			37	6、8、34、67～72、86	2.33	
			38	81	0.56	
			46	10、74、125～127、131、134～136、153、154、157～159	12.08	
			63	13、40、43、45、50	15.82	
			64	10、55	18.15	
			68	35、36、38、39、44、113、150	2.00	
			70	19	0.92	
			71	23、52～58、61、66	5.36	
			72	9、10、13、14、23、25、26、100～102	15.16	
			73	1、53～55、59、60、62、73～75、78、86～88、148	7.67	
			74	28、150、186～189、191、192	34.01	
			76	38、112	1.67	
			103	20、95	0.56	
			104	32、33、39、41、45、46、49	0.88	
			105	7、16	0.36	
			112	4、32、34	9.85	
			113	31、55、56、63、67、74	3.32	
			合計		230.05	
		特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし		特定広葉樹について、標準伐期齢時の立木材積を維持する
			合計		0.00	
市町村独自ゾーン	市町村独自ゾーンの施業方法			該当なし		
			合計		0.00	

（注1）森林経営計画を作成して施業を行う場合、本表の区分毎の具体的な施業方法については、注２、注３に定める方法のほか、農林水産省令（森林法施行規則）で定められる実施基準に適合した方法とする必要があります。

（注２）「伐採面積の規模の縮小を行うべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、皆伐の１伐区あたりの伐採面積は１０ｈａ以下とする必要があります。

（注３）「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

	樹種	主伐可能な林齢
人工林	スギ	64年以上
	エゾマツ・アカエゾマツ	96年以上
	トドマツ	64年以上
	カラマツ(グイマツとの交配種を含む)	48年以上
	その他針葉樹	64年以上
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む）	48年以上
	その他広葉樹	64年以上
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	96年以上
	主として天然下種によって生立する広葉樹	128年以上
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹	50年以上

別表３　鳥獣害防止森林区域

振興局　07：空知　　市町村　12：新十津川町

【一般民有林】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積
	林班	(ha)
エゾシカ	37～42、45、46、54～61、68～71、109、118～125	3,681.65
その他	該当なし	

（2）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

振興局　07：空知　　市町村　12：新十津川町

森林の区域		面積	備考
林班	小班	(ha)	
	該当なし		
合計		0.00	

① 気候、地形、地質、土壌等の自然条件及び植生等により天然更新が期待できない森林

② 水源涵養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林

別表１　公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

【道有林】

１　共通のゾーニング

区分	森林の区域		面積（ha）
	林班	小班	
水源涵養林	275	06.53.93以外	182.74
	276	全域	332.55
	277	全域	264.44
	280	全域	195.31
	281	全域	382.97
	282	全域	456.50
	283	全域	221.83
	284	全域	257.97
	285	全域	94.55
	287	全域	231.62
	288	全域	335.54
	289	全域	378.40
	290	全域	309.17
	291	全域	320.99
	296	全域	367.61
	297	全域	599.06
	298	02以外	75.22
	299	02以外	120.24
	300	全域	424.86
	301	全域	462.47
	304	全域	492.84
	305	全域	266.85
	306	全域	277.28
	307	全域	381.38
	308	全域	365.95
	309	全域	302.81
	310	全域	316.38
	318	全域	218.53
	320	全域	204.61
	321	全域	245.35
	322	全域	220.13
	323	全域	207.83
	324	全域	293.70
	325	全域	357.50
	326	全域	306.83
	327	全域	458.11
	329	全域	367.48
	330	全域	189.11
	335	全域	300.03
	336	全域	185.95
	337	05.54.59.65.66.95以外	269.12
	338	全域	221.38
	339	全域	175.64
	340	全域	195.12
	計		12,833.95

【道有林】

区分	森林の区域		面積（ha）
	林班	小班	
山地災害防止林	268	全域	397.84
	269	全域	231.01
	270	全域	430.51
	271	全域	265.35
	272	全域	167.39
	273	全域	176.95
	274	全域	244.22
	275	06.53.93	7.82
	278	全域	409.08
	279	全域	245.66
	286	全域	335.50
	292	全域	338.13
	293	全域	380.82
	294	全域	591.61
	295	全域	368.35
	311	全域	270.06
	312	全域	289.26
	313	全域	197.85
	314	全域	283.84
	315	全域	271.24
	316	全域	160.17
	317	全域	171.15
	319	全域	328.03
	328	全域	820.99
	331	全域	156.97
	337	05.54.59.65.66.95	7.41
	計		7,547.21

区分	森林の区域		面積（ha）
	林班	小班	
生活環境保全林			0.00

区分	森林の区域		面積（ha）
	林班	小班	
保健・文化機能等維持林	265	全域	244.44
	266	全域	211.20
	267	全域	144.33
	298	02	461.82
	299	02	675.45
	302	全域	1,066.38
	303	全域	699.18
	332	全域	345.12
	333	全域	239.50
	334	全域	456.12
	計		4,543.54

【道有林】

区分	森林の区域		面積（ha）
	林班	小班	
木材等生産林	276	全域	332.55
	277	全域	264.44
	309	全域	302.81
	310	全域	316.38
	318	全域	218.53
	320	全域	204.61
	321	全域	245.35
	339	全域	175.64
	計		2,060.31

2　上乗せのゾーニング

区分		森林の区域		面積（ha）
		林班	小班	
水資源保全ゾーン				0.00
生物多様性保全ゾーン				
	水辺林タイプ			0.00
	保護地域タイプ	332	全域	345.12
		333	全域	239.50
		334	全域	456.12
		計		1,040.74

別表２　森林施業の方法を特定すべき森林の区域

【道有林】

区　　分	施業の方法	森林の区域		面積（ha）	森林経営計画における主な実施基準
		林班	小班		
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	275	06.53.93以外	182.74	主伐林齢：標準伐期齢'＋１０年以上 皆伐面積：２０ｈａ以下
		276	全域	332.55	
		277	全域	264.44	
		280	全域	195.31	
		281	全域	382.97	
		282	全域	456.50	
		283	全域	221.83	
		284	全域	257.97	
		285	全域	94.55	
		287	全域	231.62	
		288	全域	335.54	
		289	全域	378.40	
		290	全域	309.17	
		291	全域	320.99	
		296	全域	367.61	
		297	全域	599.06	
		298	02以外	75.22	
		299	02以外	120.24	
		300	全域	424.86	
		301	全域	462.47	
		304	全域	492.84	
		305	全域	266.85	
		306	全域	277.28	
		307	全域	381.38	
		308	全域	365.95	
		309	全域	302.81	
		310	全域	316.38	
		318	全域	218.53	
		320	全域	204.61	
		321	全域	245.35	
		322	全域	220.13	
		323	全域	207.83	
		324	全域	293.70	
		325	全域	357.50	
		326	全域	306.83	
		327	全域	458.11	
		329	全域	367.48	
		330	全域	189.11	
		335	全域	300.03	
		336	全域	185.95	
		337	05.54.59.65.66.95以外	269.12	
		338	全域	221.38	
		339	全域	175.64	
		340	全域	195.12	
		計		12,833.95	
	伐期の延長を推進すべき森林及び伐採面積の規模の縮小を行うべき				主伐林齢：標準伐期齢＋10年以上 皆伐面積：１０ｈａ以

【道有林】

区　　分	施業の方法		森林の区域		面積（ha）	森林経営計画における主な実施基準
			林班	小班		
森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林		314	54～58	48.77	主伐林齢：標準伐期齢の概ね2倍以上 皆伐面積：２０ｈａ以下
			317	51.52	13.67	
			計		62.44	
	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	265	全域	244.44	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：７０％以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の１/２以上を維持する
			266	全域	211.20	
			267	全域	144.33	
			268	全域	397.84	
			269	全域	231.01	
			270	全域	430.51	
			271	全域	265.35	
			272	全域	167.39	
			273	全域	176.95	
			274	全域	244.22	
			275	06.53.93	7.82	
			278	全域	409.08	
			279	全域	245.66	
			286	全域	335.50	
			292	全域	338.13	
			293	全域	380.82	
			294	全域	591.61	
			295	全域	368.35	
			298	02	461.82	
			299	02	675.45	
			302	全域	1,066.38	
			303	全域	699.18	
			311	全域	270.06	
			312	全域	289.26	
			313	全域	197.85	
			314	54～58以外	235.08	
			315	全域	271.24	
			316	全域	160.17	
			317	51.52以外	157.48	
			319	全域	328.03	
			328	全域	820.99	
			331	全域	156.97	
			337	05.54.59.65.66.95	7.41	
			計		10,987.58	
		択伐による複層林施業を推進すべき森林	332	全域	345.12	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：３０％以下又は40％以下 その他：標準伐期齢時
			333	全域	239.50	
			334	全域	456.12	
			計		1,040.74	
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林					特定広葉樹について、標準伐期齢時の立木材積を維持する

別表３　鳥獣害防止森林区域

【道有林】

対象鳥獣の種類	森林の区域(林班)	面積（ha）
エゾシカ	268～297. 305～313.327.328.332～334	14,509.15

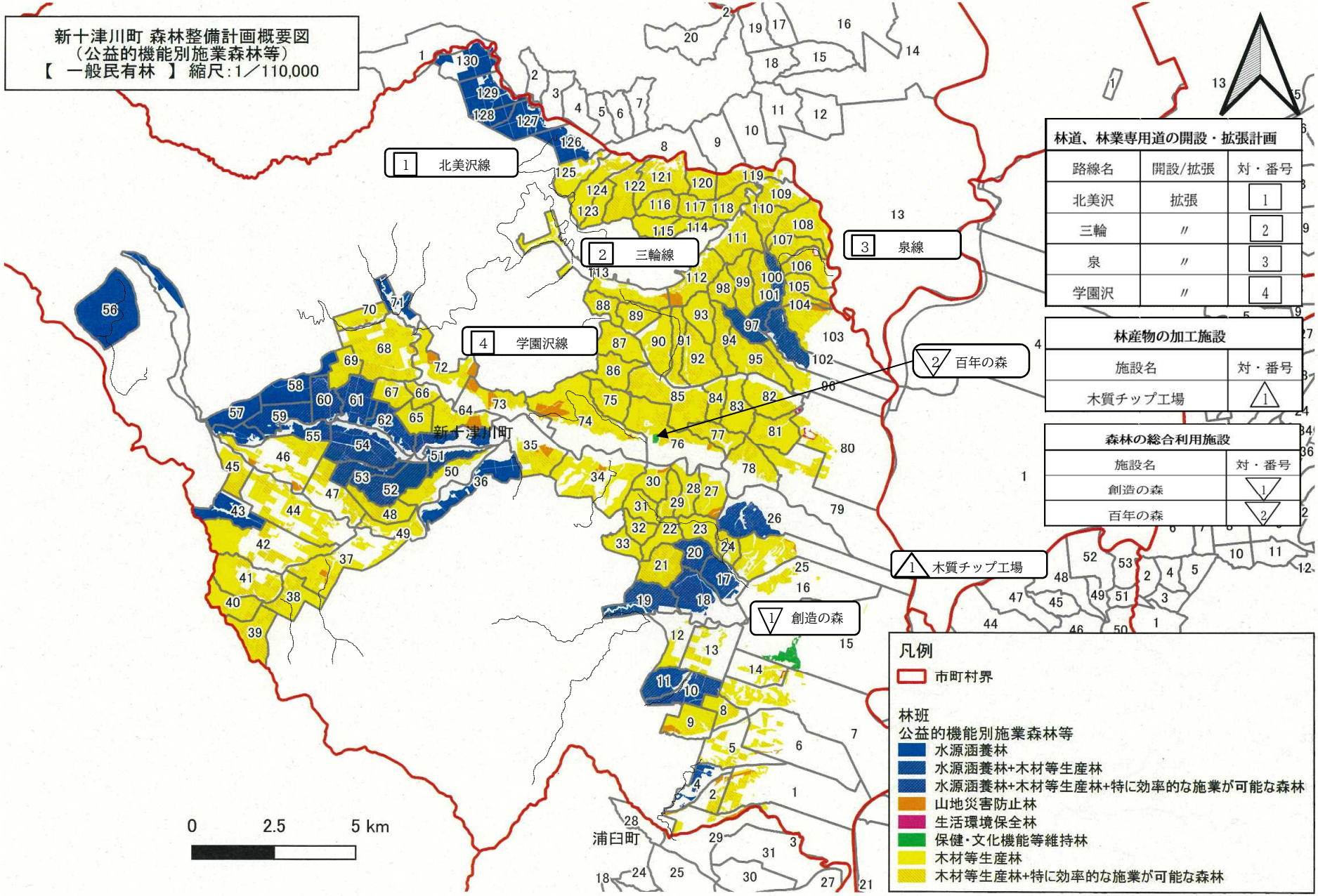
新十津川町 森林整備計画概要図
（公益的機能別施業森林等）
【 一般民有林 】 縮尺：1／110,000
1 北美沢線
2 三輪線
3 泉線
4 学園沢線
2 百年の森
1 木質チップ工場
1 創造の森
新十津川町
浦臼町
0 2.5 5 km
林道、林業専用道の開設・拡張計画
路線名 | 開設/拡張 | 対・番号
北美沢 | 拡張 | 1
三輪 | 〃 | 2
泉 | 〃 | 3
学園沢 | 〃 | 4
林産物の加工施設
施設名 | 対・番号
木質チップ工場 | 1
森林の総合利用施設
施設名 | 対・番号
創造の森 | 1
百年の森 | 2
凡例
市町村界
林班
公益的機能別施業森林等
水源涵養林
水源涵養林+木材等生産林
水源涵養林+木材等生産林+特に効率的な施業が可能な森林
山地災害防止林
生活環境保全林
保健・文化機能等維持林
木材等生産林
木材等生産林+特に効率的な施業が可能な森林

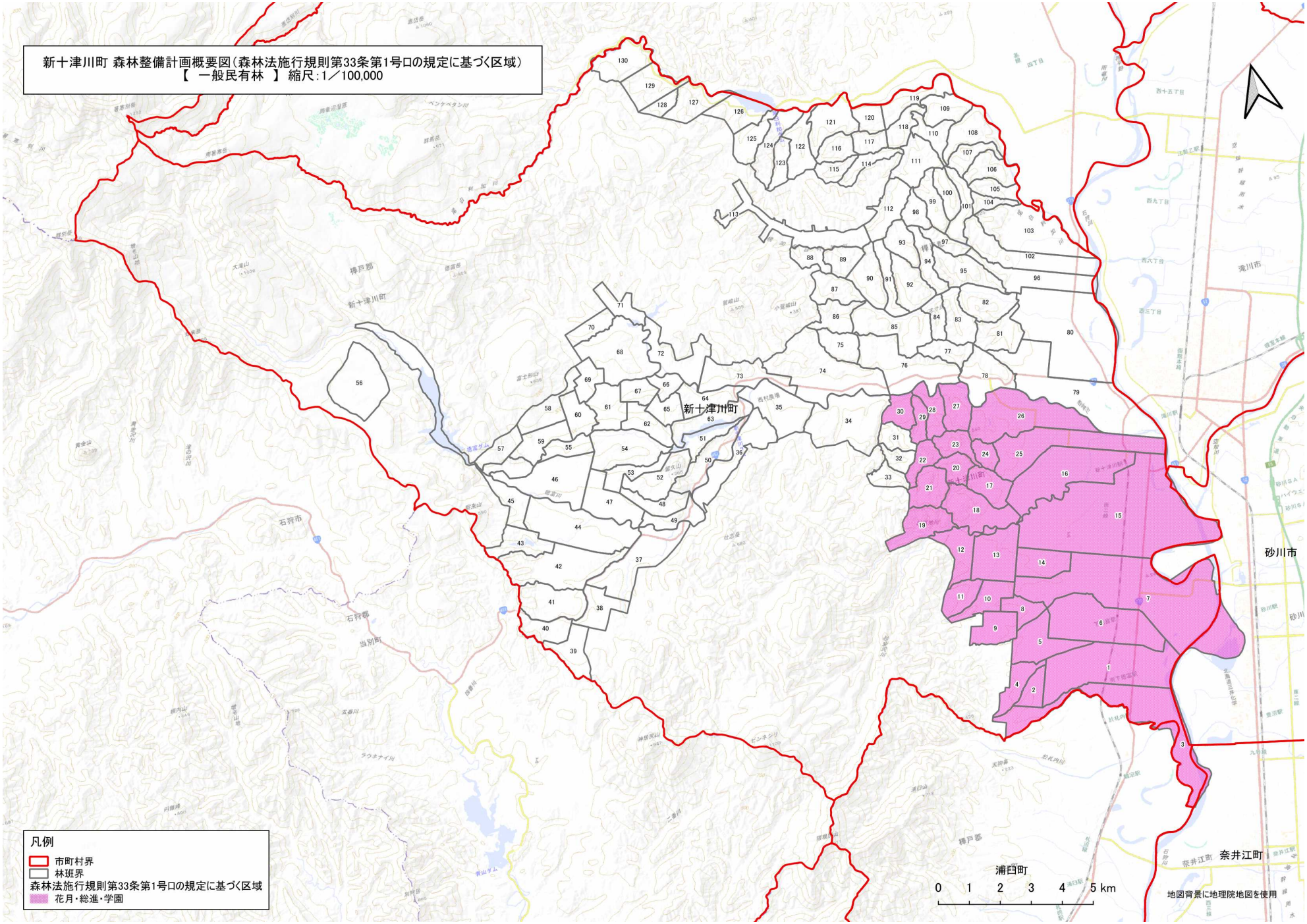
新十津川町 森林整備計画概要図（森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域）
【 一般民有林 】 縮尺：1／100,000
新十津川町
砂川市
奈井江町
浦臼町
樺戸郡
石狩市
石狩郡
当別町
滝川市
凡例
市町村界
林班界
森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域
花月・総進・学園
0 1 2 3 4 5 km
地図背景に地理院地図を使用

新十津川町管内図

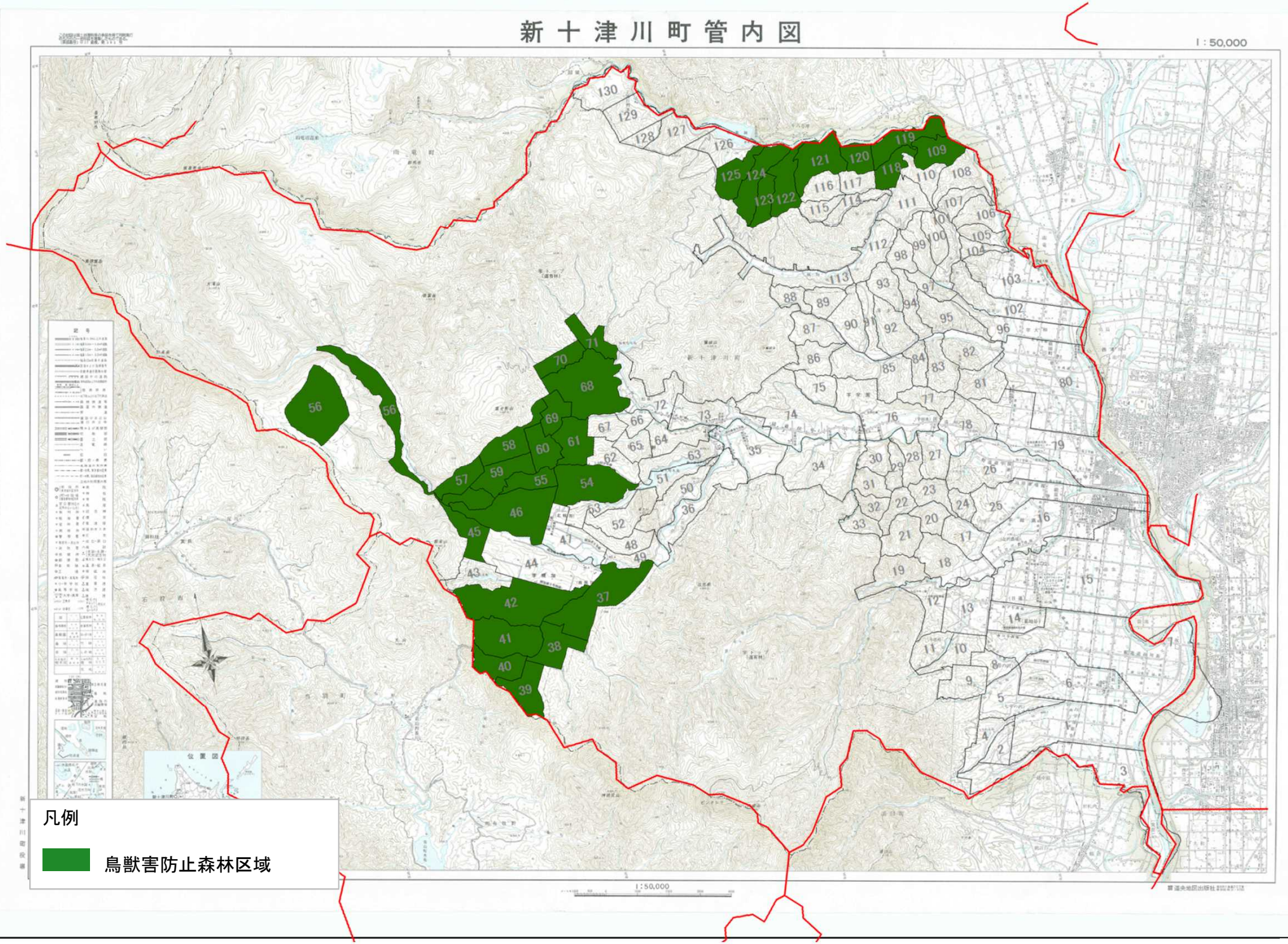

新十津川町森林整備計画概要図
（道有林空知管理区）　1:150000

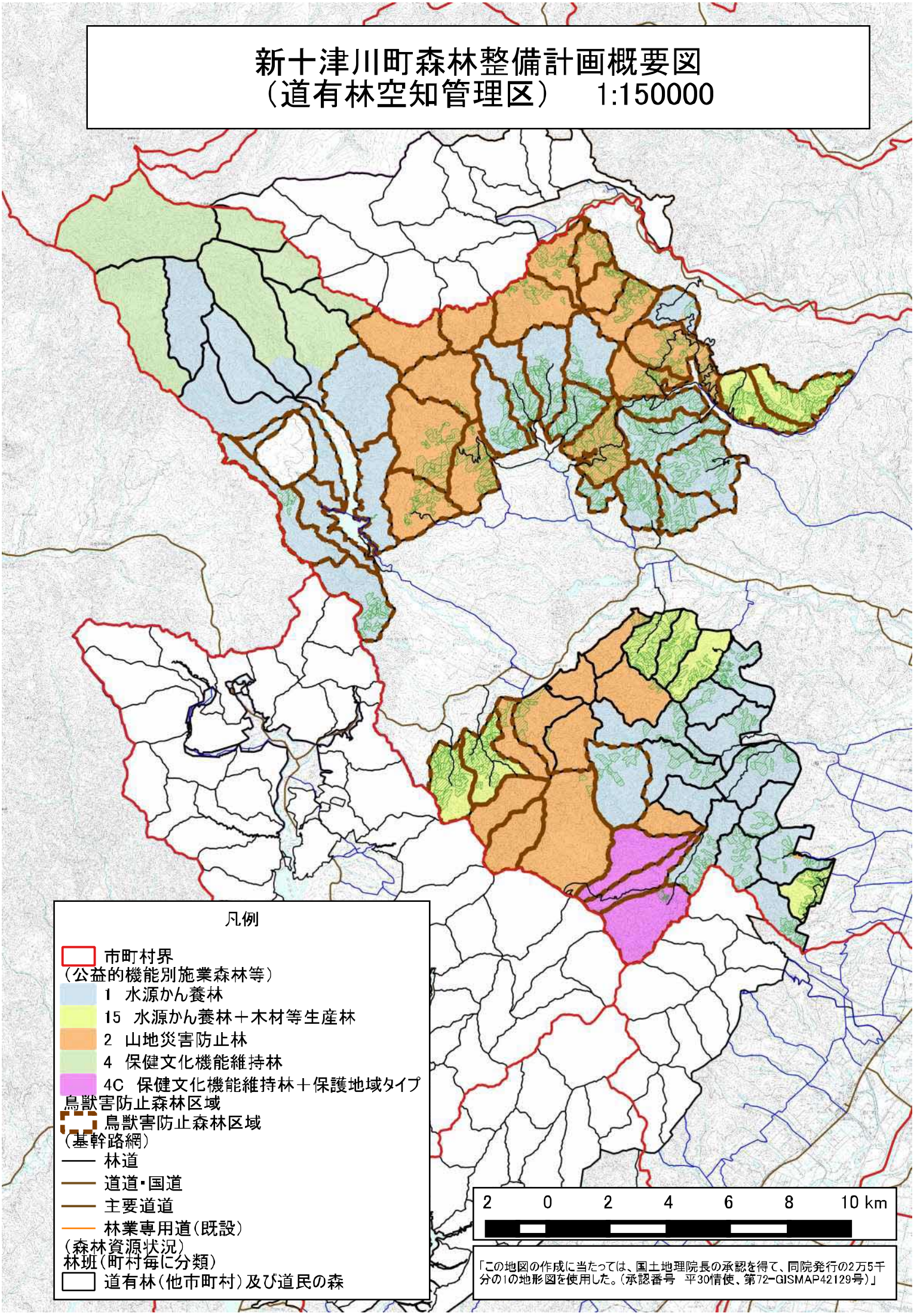

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1の地形図を使用した。（承認番号　平30情使、第72-GISMAP42129号）」